

水源連だより

1999年5月24日 SUIGENREN DAYORI

No. 9

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1 -W201
TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538
郵便振替 00170-4-766559

主役は住民 風穴だ



「声、今度こそ議会に」 3人も当選

徳島市議選、「素人」3人も当選

徳島市議会議員選挙の結果、市民の声が強く反映された。特に、これまで議会に声を届けてこなかった住民代表が3人も当選した。この結果は、市民の政治参加意識の高まりを示している。当選した3人は、それぞれ異なる分野で活躍する予定だ。市民の期待に応え、市政の刷新に取り組むと誓っている。

徳山ダム論争 法廷へ



原告団発足集会に住民ら60人

徳山ダム建設をめぐって、住民と建設側との論争が激化している。住民側は、ダム建設による環境破壊や生活への影響を懸念し、建設を中止を求めている。建設側は、ダムがもたらす利便性を強調し、建設を推進している。この論争は、法廷へと発展している。住民側は、建設側に対して損害賠償を求め、建設中止を求めている。裁判の結果は、今後のダム建設のあり方を左右する可能性がある。

きょう 建設中止求め行政訴訟

97.11.9日 97.11.9日

ファイリピン 巨大ダム計画

「水没住民、同意せよ」

フィリピンに建設予定の巨大ダム計画について、住民側が行政訴訟を提起した。住民側は、ダム建設による水没被害を懸念し、建設中止を求めている。建設側は、ダムがもたらす利便性を強調し、建設を推進している。この訴訟は、住民の権利を保護するための重要な一歩である。裁判の結果は、今後のダム建設のあり方を左右する可能性がある。

輸銀、融資を凍結

「水没住民、同意せよ」

輸銀がダム建設への融資を凍結した。これは、住民側が建設中止を求めた結果である。輸銀は、ダム建設による水没被害を懸念し、融資を凍結した。これは、住民の権利を保護するための重要な一歩である。裁判の結果は、今後のダム建設のあり方を左右する可能性がある。

「産廃」決意新た

普柳川・御高町長が再選

普柳川・御高町長が再選された。町長は、産廃問題の解決に決意を新たにした。産廃問題は、住民の健康と環境を脅かしている。町長は、産廃問題の解決に取り組むと誓っている。町民の期待に応え、産廃問題の解決に取り組むと誓っている。

事務局からの活動報告

1. 概略

総会で討議された内容のうち、いくつかの課題について作業を進めています。「公共事業見直し機関」設置に向けての作業、ダム事業に関わる財政負担問題、ダム事業を中止・休止した際の地域補償の問題、水源開発問題のリーフレットの作成作業、水源連のホームページ作成作業、総会準と全国集会の準備などです。

2. 「公共事業見直し機関」設置に向けての作業

水源連では既に「公共事業見直し機関」草案を作成し、政府にその実現を要請してきた経緯がありますが、一向に前に進んでいかないので実体です。この問題について総会では「情報公開・討議保証機関」の方向を探ることに支持が多かったことをうけ、事務局はそのような内容を併せ持っていると思われる、公害紛争処理法に基づく「公害等調整委員会」「都道府県公害審査会」について勉強を始めました。

これらの機関は申請のあった公害紛争について、あっせん・調停・仲裁・裁定をおこないます。公害調停委員会（または公害審査会）は必要に応じて、職権で当事者に出頭を求めたり、文書の提出を求めたり、委員会自らが調査をおこなうことができます。

ただし、この制度は基本的には典型七公害の紛争を対象としたものであり、ダム建設等による環境破壊を対象にするには難しい面があります。また、文書提出の命令等が発動されることはまれなようです。

事務局では、公害調停委員会（または公害審査会）の機能を強化拡大して、ダム建設等も対象にし、同時に情報公開や討議保証の機能を持たせることが可能か否かについて法制度からの検討を始めました。

3. ダム事業に関わる財政負担問題

1999年1月27日、思川開発事業を考える流域の会が栃木県に対して「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」を提出しました。各地でダム問題に関わられている皆さんが当該事業の財政負担問題を追及する際に、この公開質問書を参考にして頂けると幸いです。

これに対する文書回答が3月31日に栃木県から出されました。内容は期待していたものより簡単で、具体的数字が出ていたものはほんの一部でした。思川開発事業の計画は利水面に関して開発水量とその水利権分担の具体的な数字が決定していないため、「現在検討中」という回答が目立っています。このことは、「利水の供給先が等が決まらないような状態で、思川開発事業が先行している」ことを物語っています。具体的内容は別項を参照して下さい。

4. ダム中止後の生活再建対策の継続の問題

ダム予定地の人々と共にダム建設事業を中止に追い込むためには、ダム中止後も、ダム予定地の生活再建・地域振興事業を極力継続できるような法制度の整備が必要です。事務局ではこの法制度の案を作るための取り組みを始めました。

詳しくは別項を参照して下さい。

5. 五木村民への補償に関する建設省への問い合わせ

五木村在住の方から、「川辺川ダムと苦田ダムでは農地の補償基準が違っている。九州内とか中国内というように、一つの地建内では同一のようである。補償基準の決め方はどうなっているのか」との指摘がありました。

また、五木村の2つの水没予定地住民団体（川辺川ダム対策同盟会、五木村水没者対策協議会）が建設省に「『補償基準締結後3年以内に代替地を整備して移転』をはるかに超

え、30年も経過していることについての補償見直し」を求めましたが、建設省はそれを拒否しています。

この2点および、補償と移転の関係について、99年2月25日に建設省河川局開発課法規補償担当の森専門官に電話で聞き取りをしましたので、報告します。

(1) 農地補償基準と移転について。

以下、森氏の説明

ダム事業等は地方建設局の事業なので、個別事業に関連する補償基準は地方建設局が決めている。

その決め方は、「土地評価事務処理要領」による。主として取り引き事例比較法で算出し、それを収益還元法で補足をしている。

「土地評価事務処理要領」では、「取り引き事例比較法」は「個別田畑の評価には地形等も含めて、1級から3級までの3段階評価があり、各々100、95、90%の重み付けをする」となっている。

この格付けにあたって、実際には周辺の取り引き事例が採用されている。

補償基準締結後、個別補償契約を結んだ場合はその年度内に移転しないと、個別補償契約は無効となり、保証金は支払われない。

よって、水没予定地に現在居住している人は個別補償契約を結んでいない人である。

(2) 五木村水没地権者2団体からの補償見直し要請について。

以下、森氏の説明

本省にはまだ来ていない。地建対応ということだろう。

(3) 「『30年も経過していることに対する補償』はこれまでの概念を超えていることであるから地建対応というのはおかしい。本省で考えるべきだ(遠藤の意見)。」について。

以下、森氏の説明

「30年も経過していることに対する補償」の気持ちは理解できる。しかし、金銭への評価が難しい、歯止めのかけ方が難しいなどの問題があるので、現行法では困難である。議員への請願を行い、立法化をはかるのがよいだろう。

(4) この種の問題(補償のあり方)を扱う部所について。

以下、森氏の説明

建設経済局である。総務課は収用法関係、調整課が補償関係を受け持っている。

別項でも触れますが、そのダム計画の進捗度に関わらず、その事業計画が「不要」と認定されたときも含め、ダム予定地住民がこれまで被ってきた心身両面の苦痛と、地域振興の遅れに対する補償制度の確立が急がれます。

6. 水源開発問題のリーフレットの作成作業、水源連のホームページ作成作業

水源開発問題と水源連について紹介することを目的としたリーフレットの作成を進めています。基本的な編集は多くの方々のご協力により完了しつつあるので、具体的なレイアウト、印刷に取り掛かり、6月中には完成させる予定です。

水源連のホームページは

<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>です。インターネットを経験されている方は、一度ご覧になって下さい。まだまだ工事中(作成準備中)のページが多く申し訳ない次第ですが、鋭意、充実に向けて努力しているところです。

7. 「もう一つの新月ダム」をご購読下さい。

宮城県気仙沼市の大川に建設が予定されていた新月ダムは1998年度から休止事業となりました。現在、大川の治水利水対策を検討する委員会が設置され、その検討がおこなわれています。新月ダム建設反対期成同盟は新月ダムやその代替ダムの不要性を強く訴えています。まだまだ予断を許せない状況です。この現状に対して新月ダムの真実を伝え、これまでの新月ダム計画に関わる地元の動きを知ってもらうことを目的に、三陸新報社元編集長 小野寺教郎氏が「もう一つの新月ダム」を自費出版されました。そのチラシを同封します。是非、ご購読下さい。

8. 統一地方選挙結果

この4月25日、統一地方選挙が終わりまし

た。

東京都国立市長選挙では水源連事務局の上原公子さんが、大垣市議会議員選挙では「徳山ダム建設中止を求める会」の近藤ゆり子さんが、人吉市議会議員選挙では「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」の原豊典さんが、立候補されました。その結果を報告します。

国立市長選挙 投票率 58.13%

上原公子（新） 1 5 9 4 2 当選

佐伯有行（現） 1 4 6 9 1

大垣市議会議員選挙 投票率 65.18%

近藤ゆり子（新） 7 7 3 落選

（38名中37位）

人吉市議会議員選挙投票率 65.18%

原豊典（新） 4 7 4 落選

（26名中26位）

水源連メンバー以外では、人吉市議会議員選挙で本村さんが当選されました。本村さんは人吉市議会内で川辺川ダムの問題点を科学的に展開できる方です。

山形県鶴岡市議選では、月山ダム反対運動をやられている草島進一さんが新人ながらトップ当選を果たしています。

また、徳島市議会議員選挙で、住民投票賛成派（住民投票にも河口堰化にも賛成、を含める）が22名当選しました。議員定数は42名なので、議員提案により、住民投票条例の成立が確実視されています。

水源開発問題は自治の根幹に関わる問題であり、その意味で、水源連としても今回の選挙に大きな関心を持っていました。立候補された皆さん、選挙運動に関係された皆さん、本当にご苦労様でした。

上原公子さん、近藤ゆり子さん、原豊典さん、本村さん、草島さんから特別寄稿を頂きました。別掲いたします。

9. 今年度の水源連総会と全国集会について

今年度の水源連総会・全国集会は、球磨川漁協をはじめ、多くの農業者、流域市民が反対しているにも関わらず、建設省が年度内本

体着工強行に躍起となっている、川辺川ダムに焦点を当てることにしました。

期日：9月11日、12日

おおまかな予定：

11日 川辺川ダム予定地と五木村の視察、夜は人吉市内で水源連総会

12日 人吉市内で全国集会

全国集会の主な目的：

1. 川辺川・球磨川のアユを守り続け、建設省からの漁業補償に向けた話し合いを拒否している球磨川漁協に全国からエールを集めること。
2. 川辺川ダムが不要であることを科学的に明らかにすること。

なお、全国集会とは別に、五木村住民との交流会も企画する予定です。

具体的なことはあらためてお知らせします。とりあえず、9月11,12日は水源連総会・全国集会のために空けておいて頂けると幸いです。

<各地の状況>

1) 川辺川ダム

計画当初から建設省は「川辺川ダム本体工事に着工するには、五木村、相良村、球磨川漁協の同意が前提」であることを明らかにしています。

現在、球磨川漁協は「川辺川ダムが川辺川・球磨川の流況悪化と水質悪化をもたらし、アユの生息に致命的な影響を与える」として、同意を与えていません。球磨川漁協の問題提起に対して建設省は、具体的な回答をおこなうこともなく、一方的に年度内本体着工の予算をはり付け、工事の発注をおこなっています。建設省は本体着工に向けての準備を着々と進め、それを宣伝することにより、球磨川漁協を孤立させ、漁業補償協定締結交渉に同漁協がつかざるを得ない状況造りを急いでいます。

利水裁判で農水省の敗訴判決が出る前に、少しでもダム本体工事を進めておきたい、と

というのが建設省の本音でしょう。建設省がなりふりかまわず球磨川漁協へ様々な攻撃・揺さ振りをかけてくることは必至です。球磨川・川辺川の清流とすばらしいアユを守るために、球磨川漁協に全国からエールを送りましょう。

球磨川漁協へのエールの送り先

〒866-0051 八代市麦島東町 14-1

球磨川漁業協同組合 ダム対策委員会 御中

2) 木頭村

村民と村の頑張りで、細川内ダムの動きはありません。心配されていた株式会社「きとうむら」の経営も、全国から予定をはるかにこえる応援を受けていることと、地域産業起こしに明るい方が会社に加わったことで、営業内容の見直しも始まり、これからの進展が明るくなってきています。ダムに依存しない村作りには多くの困難があるようですが、成功に向けて全国の皆さんに支援をお願いします。

3) 吉野川 第十堰

「第十堰問題は自分たちで決める」という熱意が住民投票条例制定に向けた大きな運動になりました。市議会で否決はされましたが、それをバネに徳島市民は頑張り、今回の市議選で住民投票賛成派が過半数を占めることができました。6月には住民投票条例が成立することでしょう。

この市民の盛り上がりに対して、建設大臣は「第十堰については住民投票の結果に従う」と表明しました。小池徳島市長は「市長は市民の意向を無視して一方に肩入れすることは好ましいことではない」として、「第十堰建設促進期成同盟会」の会長を辞任する意向を5月11日に明らかにしました。

一方で、促進派は建設大臣の発言は無責任であるとして、建設促進を申し入れています。建設省も様々な代替案を出したり、可動堰と橋の建設を切り離すことを明らかにしたり、建設大臣発言を取り消したり、と住民投票で多数派をとるべくあからさまな策動を矢継ぎ早におこなっています。

建設省や徳島県・徳島市は「可動堰化を中心とした第十堰の改築についての市民・県民からの理解を得るため」と称して、多額の費用をかけて、宣伝戦を展開しています。

「第十堰住民投票の会」は徳島市民がこれらの動きにまどわされることなく正しい判断ができるように、第十堰を守ることが最善であることとその方法を市民に向けて発信し続けています。

4) 苫田ダム

苫田ダムは反対住民が水没予定地に居住しているにもかかわらず、本体着工に向けた工事が進められています。

苫田ダム建設に反対する4団体はこの事態を重く受け止め、3月1日に岡山県に監査請求を提出すると共に、同日、建設大臣に対して、1)このような状況下での本体着工は暴挙であり、即時中止すること、2)現地で住民、関係者の意見を聞く会を持つこと、を要請しました。

監査請求に対して岡山県は4月26日にこれを一部却下、残りは棄却の決定を下しました。もちろんその中身は不当なものなので、4団体は提訴することになっています。

大臣への要請に対しては何らの返答がありません。建設省の不当性を国会議員同席のもとで追及する予定です。

5) 足羽川ダム

1997年9月の審議委員会答申で、「現計画は犠牲が多く不適當」という内容が盛り込まれたため、近畿地方建設局は代替案を策定することになっていましたが、現在に至っても作業中で、公表には更に時間が必要とのことです。

美山町は「現計画は犠牲が多く不適當」という答申に基づき、美山町に関わるダム計画にはとりあわないことを明らかにしています。そもそも必要性が全くないダムなので、建設省は計画中止を決断すべきです。

6) 槇尾川ダム

「槇尾川ダムの見直しを求める連絡会」は98年8月に槇尾川ダム計画がまったく効率が低く不要なものであるとし、独自の代替案を発表しています。

槇尾川は小川というよりもせせらぎと呼ぶにふさわしく、自然環境に恵まれています。

今年1月31日には、和泉市で木頭村の藤田村長と国土問題研究会の上野鉄男氏を招いて、「槇尾川シンポジウム」を開催し、槇尾川ダムの問題点を探るとともに、代替案の確認をしました。

槇尾川ダムは大阪府が計画し建設省が補助金を出す総貯水量約130万トンの洪水調節ダムです。洪水調節とはいうものの、槇尾川ダムの計画調節量は毎秒75トンで、その集水面積は天津川水系流域面積の3%に過ぎません。

身近なせせらぎを守ろう、身近な自然を大切にしよう、槇尾川こそ生きた自然教育の場にふさわしい、という思いから、「槇尾川ダムの見直しを求める連絡会」は槇尾川・槇尾山一帯の自然観察会を重ねています。

7) 渡良瀬遊水池第2貯水池

「第1貯水池の水質改善の見通しがつくまで第2貯水池計画を中断」という答申を1996年12月に審議委員会が出しました。その後、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」は建設省が第1貯水池でおこなっているヨシ原浄化施設を検証して、渡良瀬第一貯水池ではヨシ原による浄化はむしろ弊害の方が大きいことを明らかにすると共に、渡良瀬遊水池エコミュージアムプラン（自然博物館）の策定と実現に取り組んでいます。

来年はじめにも審議委員会の再開が予定されていることもあり、住民協議会はエコミュージアムプランの完成に力を注いでいます。

各地の選挙からの特別寄稿

〈国立市 上原公子さんから〉

水源連の皆様、今回の国立市長選では、暖かいご支援本当にありがとうございました。

3期目を目指す保守系現職との一騎打ちという、大変厳しい選挙でした。結果は、20年ぶりに保守から市民の手に市政を取り戻し、なおかつ東京で初の女性市長の誕生ということ、終えてみると実に困難な選挙によくぞ勝利したと思っています。

私たちの選挙は、情報公開と市民参加に基づく「市民自治の復活」を目的としました。そのために市民自治を選挙から始めたいと、自立した市民のボランティアとカンパでやり抜きました。お金も無いから看板ものほりも手作り、組織もないから一人一人が力を持ち寄って気持ちだけで動いているといった、従来の組織選挙では考えられないナイナイづくりの選挙でした。

多くの政党や団体の推薦をいただいたのですが、選挙母体はあくまでも個人の市民で構成をしたいとのこだわり、初め困惑し、遠巻きに見ていた政党等のみなさんも、次第に自分たちでできることで支援するという形を整えていただきました。

まさに、市民が主人公の、政党、団体は市民のサポーターという構図が実現できた新しい選挙だったと私たちは評価をしております。

そもそも私が立候補の決意をしたことには、様々な理由がありますが、一つは、長年国立市の町づくりの運動をしており、生活者ネットワークのメンバーとして、市民自治を目指した提案活動をしていたことがベースにあります。もう一つは、水問題を中心とした活動から、水問題はまさに自治の問題で有ることを学んで参りました。

水源連の仲間として、ダム問題に関わりながら、我がまちの自治はどうするのかという事は、当然跳ね返って参ります。

見過ごすことのできない市民不在の市政の現状に対しては、自治復権の運動をしてきた者の責任として、自らが首長を担うという選択をしたわけです。

すでに、景観権裁判の原告として活動していた私は、今回市長になることで一転被告になり、また都市計画道路問題で都と争ってきた問題では、市長としての決断を迫られます。財政も多摩地域で最悪の状況をどう解決するのか、課題は山積しております。

しかし、あくまでも地方主権の時代の市政運営は、主権者である市民が決定をしていくことを前提に、合意のプロセスをどう作り、情報をどれだけ広く伝えていくのかの手法にかかっているかと思えます。

水源連の運動で学んできたことは、私の大きな財産です。現場に立ってものを見る、法は人の幸福、平和の生活を保障するための手段として使う、を私の信条として市民自治のまち実現に頑張っています。

水源連の皆様のご活躍を、メンバーの一人としてお祈りいたしております。

~~~~~

### 〈大垣市 近藤ゆり子さんから〉

徳山ダムを止める決め手は（そして他多くの地域の問題を解決するためにも）「地元」の政治状況を変えること。この2、3年のうちに岐阜県でも、「政治や選挙なんて大嫌い、無関係」だった市民が、地域の運動を通じて自ら選挙に関わり出した。97年2月岐阜県知事選＝候補者・近藤正尚／得票率11%、97年4月大垣市議補選＝候補者・近藤ゆり子／得票率19%。大垣市議選は前回まで、完全に昔ながらのコネ選挙（地縁・血縁・商店会・農協や消防団、などのつながりたよってひたすら「頼む、頼む」を繰り返す）であった。しかし世の中一般の風向きは少しずつは変わっている。昨年参院選などで見られた「投票行動で何かを変えられる」という意識が投票率を2、3%押し上げるのではないかと、そういう層は「新しい選択肢」

を求めているのではないかと、コネ選挙の隙間をぬっての「風ねらい、浮動票ねらい」でも1人位は当選させられるのではないかと・・・そういう読みのもとに、「従来型」候補とは明らかに違う形の「新しい選択肢」を示す、という作戦だった。

しかし結果は以下のように惨敗だった。

大垣市議会議員選挙 投票者数＝75727  
投票率＝65.81%（最低）

近藤ゆり子 落選 得票数＝773（得票率1%）38名中37位  
（議員定数32）

この773票は、ほとんど選対で固有名詞で掌握できる固定票。他の候補に浮動票を流れたという形跡もなく（新人で当選したのは確実に引退議員の地盤を引き継いだ者だけ）、浮動票は動かなかったといえる。

選挙前から駅頭やスーパーなどで街頭演説を繰り返し、リーフレットを1万以上配布するなど、知事選や補選（いきなり立候補）とは比べものにならない準備活動を行った。

また「徳山ダムができると、大垣の水が高くなくて危険なものになる＝大垣の美味しい地下水源を守る」「情報を隠す市政、なれあいの市議会を変え、情報公開と市民参加の大垣を」と政策を訴えて、毎日、街頭演説を数十カ所（多い時は70カ所くらい）して歩いた。聴衆の反応は非常に良く、「名前」の浸透度は新人としては抜群と言っても良かったと思われる。選挙運動中、他の全陣営が「近藤陣営を警戒している」と何度も耳にしたが、その「存在感」は他の候補陣営の引き締め役に役立っただけのようだ。

結局は、風を起こす＝大垣市民の新たな投票行動を起こすことができなかった。

私たち自身、かなりの確率で当選すると思っていた。開票直前、マスコミ3社が写真まで用意して「当選記事」の予定稿を書いている中での惨敗だった（その一方、親類、近所のオジサンなど運動や政策とは関係のない顔見知りの間では、「市議選で政策なんて生意気なことは受け入れられない」「有力者に頼んでいないからダメ」と「落選」の評価も大きかった）。某新聞社の記者は、結果に対して「大垣はとんでもない田舎だなあ」とい

う感想を述べた。マスコミなどの「都会的」観点は全く通用しなかったわけで、私たち自身もまたマスコミと同じ「都会的」な目線でしか、この地域の現状を捉えていなかったことを反省している。

何が何でも徳山ダムを作ろうとしている梶原岐阜県知事と小倉大垣市長は、大喜びというところ。結果的に徳山ダム建設中止に向けた運動に逆風をもたらしてしまったという面は否定できない。また当会の事務局体制が危機に瀕していることも事実である。

同時に、この選挙を通じて、「初めて問題を知った、何とかしていかなくては」と言う方も出てきた。地域での運動の輪を広げるべく、今後とも努力していく決意である。

~~~~~

〈人吉市 原 豊典さんから〉

郷土人吉を急速にダメにする川辺川ダム本体着工を食い止め、活動の場を広くするための2回目の挑戦でした。

選挙結果は、得票数474票で立候補者26人中の最下位でした。投票率は87%ですが、この高さは地縁、血縁型選挙を証明しているに過ぎません。

敗因は、①メシを食うための最低限の仕事とダム反対活動に手いっぱい、選挙準備・選対の構築が非常に遅れたこと、②同じ住所に定住することができず近所町内の応援が殆ど得られなかったこと、の二つが挙げられます。

今後の方針は以上の敗北原因の克服が基本になります。

~~~~~

### 〈鶴岡市 草島さんから〉

月山ダムは、霊峰出羽三山の主峰で、月読命をまつる月山の懐、梵字川の上流に建設中の多目的ダムである。このダムの大きな目的は、治水で以前最上川の支流であった赤川の氾濫を（といっても30年に一回ぐらいの洪水で最近は全然といっていいほどない）くいとめる治水、わずかの電力発電、そして、利水（アロケーションは7.3%）である。この利水は、現在上水道をすべて地下水でまかなっている鶴岡市を含む6市町村に、供給しよう

というものである。

鶴岡の水はうまい。先日帝国ホテルのシェフがやってきて、「この水だから旨いものができるんです」と言っていた水が水道の蛇口からでる。この水がダム水になって本当にいいのか。そして空海上人が名付けたといわれのある梵字川に、ダムなんかつくって、富栄養化の緑色の水になって本当にいいのか。そんな思いでウォーターワッチ・ネットワークを昨年3月14日に設立、1年間、鶴岡市水道部や、月山ダム工事事務所など、リサーチをおこなってきた。そして3月14日、ジャーナリスト保屋野初子さん、新潟大学教授、鷲見一夫先生を招いて、月山ダム工事事務所をはじめ総ての関係機関の行政マンにパネラーになっていただき、シンポジウム「どうなる!? 月山ダムの水道料金・水はおいしいの?」を開催した。その中でやはり水需要の計画が大きすぎて指摘され、会場に集まった150人の鶴岡の住人のみなさんの「疑問」や「非難」の声を聞く事ができた。

しかしながら行政各者からは、参加者が100パーセント納得できるような情報は提示されなかった。それを主催してみて、これは鶴岡の未来のビジョンを見据える上でしっかりと議論することが必要だと感じた。これが今回、市議会への出馬の大きな理由となった。

選挙戦は、アースデイをはさんだ選挙戦だったため、カヌーで鶴岡の中心部を流れる内川をくだり第1声、そして、自転車で鶴岡をくまなくまわった運動会のような選挙戦になった。スタッフはほぼ全部ボランティア。うぐいすは自分が80%、あとは神戸から駆けつけてくれた神戸元気村のスタッフや山形大学の学生諸氏がひきうけてくれた。出納責任者はおふくろ。ポスター張りもみんなで作った。関西からもミュージシャンが駆けつけてくれ、選挙戦は、なんだか「長良川トメナイト」風でもあった。

結果は、6期ずっとトップだった自民党議員に600票も差をつけてトップ当選。2968票という、鶴岡市議会はじまって以来の記録更新をなしとげた。票読みなど全然ない、



地盤も全然ない選挙戦だったが、水の問題で、飲食店の人たちがたくさん協力してくださった。そして、鶴岡周辺の環境保護グループ、またNPOの人たちも、個人的にお手伝いいただいた。それから何よりも、若い連中にこの水の問題に感心のある者が多いことにも気づかされた。

現在、鶴岡市銀座通りで選挙事務所に使っていた場所を、ハートビート・センターとし、政策提言の集団を「地球の声・鶴岡」とし、市民の水問題サロン「ウォーターサロン」を毎集開き、どんどんこの輪を大きくしていこうと思っている。

議会ではあくまで界派に属さない「ど市民・NPOの声」としてダムの水はひかず、今の水をそのまま使い続けることを想定して、質問をしていく。その他にもイベントなど

様々な方策をめぐらし、なんとかしたいと思っている。住民投票の場で決着を付けることも考えている。全国での先例となっている事例や、方策のご教授を皆さんにぜひいただきたいと思っている。鶴岡は今山菜が豊富。赤川や最上川でゆったりカヌーもできます。ぜひ一度いらしてください。

~~~~~Open our Soul!~~~~~

~~~~~Water Watch Network

Council of Tsuruoka city

"Stern" Shin-ichi Kusaijma ~ ~

<http://jca.ax.apc.org/water-w>

E-mail : [stern@jca.ax.apc.org](mailto:stern@jca.ax.apc.org)

Tel 070-5652-6586

090-388-3872

tel/fax 81-235-22-9183

~~~~~

事務局からのお願い

1) 封筒にあなたの会費の有効期限を記しました。未納の方は、年会費の納入をよろしく お願いいたします。

年会費 個人 2000円 団体 5000円

郵便振替口座 00170-4-766559

加入者名 水源開発問題全国連絡会

2) 情報を寄せて下さい。お互いの情報交換がお互いにとって、大きな力になります。御忙しいこととは思いますが、よろしくお願いいたします。

3) E. メールアドレスをお持ちの方、当方 (yakkun@mvd.biglobe.ne.jp) までお知らせ下さい。早く、且つ、安く情報交換ができます。

4) 水源連のホームページ、まだ工事中（編集中）の部分が多くて申し訳ありません。インターネットをされている方は時々アクセスしてみてください。

思川開発事業における財政負担問題の 公開質問書について

事務局

国も各都道府県、各市町村とも、深刻な財政危機にあり、ダム建設等の水源開発事業をこれ以上進めることは財政面からも許されない状況になっています。各水源開発事業と関連事業の巨額の事業費は、国税、地方税、水道料金の形で私たち国民の肩にかかっています。この総負担額がいくらになるかを明確にしていけば、無用の水源開発事業に対する国民の批判が今より更に高まっていくものと予想されます。

そこで、今年の総会では、今後の運動方針として、水源開発事業と関連事業の財政負担を解明するための公開質問書をダム事業者や関連都道府県等に提出することが提案されました。

「思川開発事業を考える流域の会」では、この提案を受けて、今年2月17日に別紙のとおり、「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」を栃木県に提出しました。思川開発事業の最大の費用負担者になるのは栃木県です。ダム事業だけではなく、水源地域整備事業や水道用水供給事業、かんがい用水供給事業等の負担

を合わせると、栃木県の一般会計、水道会計等の総負担額は起債の利息も含めて1000億円を大きく超えるのではないかとされています。その実態を解明する第一歩として、この公開質問書を提出したものです。

3月末になって、栃木県から別紙の回答が送られてきました。内容は、予想していたものより簡単で、具体的な数字が出たものは一部でした。なるべく具体的に答えないという意図のもとに回答が書かれていますから、それは当然のことかもしれませんが、しかし、実際に、思川開発事業はその供給先等がきまらないような状態で事業が先行していることも、このように不明朗な回答になった理由の一つだと思います。

しかし、それでも、いくつかの点で数字がでてきていますので、流域の会では、今後をそれらを使って、第二段の公開質問書を出したり、監査請求を行っていくことを考えています。栃木県が思川開発事業に参加することは、費用負担の面でも県民は到底許容できないことをアピールしていかなければなりません。

1999年1月27日

栃木県知事
渡辺文雄様

思川開発事業を考える流域の会
代表 藤原 信
事務局 小山市城東2-10-22
電話 0285-23-8505

思川開発事業に対する栃木県の費用負担と その必要性に関する公開質問書

思川開発事業に対して栃木県が巨額の費用を負担することはすでに新聞で報道されており、実際にはダム関連事業も含めた負担額がいくらになるのか、また、起債の利息

も含めると、総負担額がどれほどの金額になるのかは明らかにされていません。そして、巨額の費用を負担するならば、栃木県にとって思川開発事業が是非とも必要なものでなければなりません、実態は必ずしもそうではありません。栃木県にとって巨額の費用負担に見合うだけのメリットが思川開発事業に本当にあるかどうかを、栃木県は県民とともに真剣に考える必要があります。県税や水道料金という形で最終的な費用負担を背負うのは県民ですから、思川開発事業はすでに決定された計画だから、栃木県が参加するという安易な考えであってはなりません。思川開発事業に係わる費用負担と必要性に関するデータをすべて公開した上で、思川開発事業への参加の是非を県民に問うべきです。そこで、この費用負担と必要性の問題に関して、下記の質問を行いますので、文書でご回答くださるよう、お願いします。2月17日（水）までにご回答くだされば、幸いです。

〔思川開発事業とその関連事業に対する栃木県の費用負担額〕

1 思川開発の「洪水調節及び流水の正常な機能維持」分の負担額

1-1 建設省の「思川開発事業に関する事業実施方針」（1994年5月31日）によれば、総事業費の概算額2520億円のうち、「洪水調節及び流水の正常な機能の維持」に係わる負担額は、その512/1000である1290億円である。これを、国と栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都が負担することになっている。この「洪水調節及び流水の正常な機能の維持」の分として、本県が思川開発事業に対して負担するのは何億円か。

1-2 思川開発による洪水調節とは、南摩ダムと行川ダムのそれぞれのダム地点において、125 t/秒と120 t/秒の洪水調節を行うものであり、栃木県に係わるものばかりである。この洪水調節分として、本県が思川開発事業に対して負担するのは何億円か。

1-3 思川開発による「流水の正常な機能の維持」は、大谷川、行川、黒川、南摩川、思川という栃木県内の河川に関するものと、利根川に関するものがある。また、その他に利根川及び鬼怒川の「異常渇水時の緊急水の補給」の分も含まれている。本県が思川開発事業に関して、「栃木県内の河川の流水の正常な機能の維持」、「利根川の流水の正常な機能の維持」、「利根川及び鬼怒川の異常渇水時の緊急水の補給」の分として負担するのはそれぞれ何億円か。

1-4 以上の「洪水調節及び流水の正常な機能の維持」の分として、本県が思川開発事業に対して負担する費用のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

1-5 上記の地方債の利息支払い額も含めると、本県が「洪水調節及び流水の正常な機能の維持」の分として、思川開発事業に対して負担する費用は総額約何億円になるのか。

2 思川開発の水道用水分の負担額

2-1 1998年10月28日の下野新聞の報道によれば、栃木県が同県の水道用水分として思川開発事業に対して負担する費用は全事業費の138/1000、すなわち、348億円である。これを、国（補助金）と県でそれぞれ負担することになるが、それぞれの負担額は何億円になるのか。

2-2 2-1のうち、県負担分は水資源開発公団が公団債を発行して立て替え、その元利償還金を県の水道会計と一般会計が支払うことになるが、この水道会計と一般会計の負担割合はそれぞれ何%になるのか。また、公団債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものになると見込んでいるのか。

2-3 この公団債の利息支払い額も含めると、本県の水道用水分として本県の水道会計と一般会計が負担するのはそれぞれ総額約何億円になるのか。

3 思川開発の工業用水分の負担額

3-1 2-1の下野新聞の報道によれば、栃木県が同県の工業用水分として思川開発事業に対して負担する費用は、全事業費の19/1000、すなわち、48億円である。これを、国（補助金）と県が負担することになるが、それぞれの負担額は何億円になるのか。

3-2 3-1のうち、県負担分の一部は水資源開発公団が立て替えて、その元利償還金を県が支払うことになるが、この公団債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものになると見込んでいるのか。また、県負担分のうち、公団立替えて処理される割合は何%か。

3-3 更に、県負担分の残りは県が地方債の発行で対応し、その元利償還金を県が毎年支出することになるが、この起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

3-4 3-2の公団債の元利償還金、及び3-3の地方債の元利償還金の支出は、県の一般会計と工業用水道会計のどちらで行うことになるのか。

3-5 3-2の公団債と3-3の地方債の利息支払い額も含めると、本県の工業用水分として本県が負担するのは総額約何億円になるのか。

4 思川開発のかんがい用水分の負担額

4-1 1-1の事業実施方針によれば、栃木県内（巴波川沿岸地区及び思川左岸地区）のかんがい用水に係わる負担額は、全事業費の70/1000、すなわち、176億円である。このうちの21%は受益者（土地改良区等）の負担であり、79%を国（補助金）と栃木県が負担する。本県がかんがい用水分として負担するのは何億円か。

4-2 本県は、このかんがい用水分の負担金のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

4-3 地方債の利息支払い額も含めると、本県が思川開発事業のかんがい用水分として、負担する費用は総額約何億円になるのか。

5 水源地域対策特別措置法による水源地域整備事業の負担額

5-1 水源地域対策特別措置法による思川開発の水源地域整備事業の総事業費は約何億円になると見込んでいるのか。そのうち、本県の一般会計、水道会計、工業用水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

5-2 本県の一般会計、水道会計、工業用水道会計はそれぞれ、5-1の負担金のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

5-3 地方債の利息支払い額も含めると、水源地域整備事業に対して本県の一般会計、水道会計、工業用水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

6 水道用水供給事業の負担額

6-1 栃木県が、思川開発による栃木県水道用水の開発水量 2.418 t/秒を供給するために実施する水道用水供給事業の総事業費は約何億円になると見込んでいるのか。また、そのうち、本県の一般会計と水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

6-2 本県の一般会計と水道会計はそれぞれ、6-1の負担金のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

6-3 地方債の利息支払い額も含めると、6-1の水道用水供給事業に対して本県の一般会計と水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

7 工業用水道事業の負担額

7-1 栃木県が、思川開発による栃木県工業用水の開発水量 0.300 t/秒を供給するために実施する工業用水道事業の総事業費は約何億円になると見込んでいるのか。また、そのうち、本県の一般会計と工業用水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

7-2 本県の一般会計と工業用水道会計はそれぞれ、7-1の負担金のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

7-3 地方債の利息支払い額も含めると、7-1の工業用水道事業に対して本県の一般会計と工業用水道会計が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

8 かんがい用水供給事業の負担額

8-1 栃木県が、思川開発による栃木県かんがい用水の開発水量 1.5 t/秒を供給するために実施するかんがい用水供給事業の総事業費は約何億円になると見込んでいるのか。また、そのうち、国（補助金）と本県一般会計、受益者（土地改良区等）が負担するのはそれぞれ約何億円になるのか。

8-2 本県は、このかんがい用水供給事業の負担金のうちの何%を地方債で処理することになっているのか。また、その起債の発行条件（償還期間と利率）はどのようなものを予定しているのか。

8-3 地方債の利息支払い額も含めると、本県が8-1のかんがい用水供給事業に対して負担する費用は総額約何億円になるのか。

9 思川開発事業とその関連事業に対する総負担額

9-1 1～8に示した思川開発事業とその関連事業に対する栃木県一般会計、水道会計、工業用水道会計の負担額を合計すると、総額約何億円になるのか。起債の利息支払い額を含めない金額と含めた金額を示されたい。

[思川開発の必要性について]

10 工業用水の供給計画

10-1 思川開発による栃木県工業用水への配分水量 0.3 t/秒はどの地区の工場に給水するためのものか。この工業用水道の事業計画は策定されているのか。事業計画の内容、すなわち、対象地区、対象工場数、着工及び竣工予定年度、給水予定水量等を示されたい。

10-2 栃木県には周知のように、鬼怒川左岸台地地区工業用水道に約 1.0 t/秒の未利用水源がある。この未利用水源を活用するための新規工業用水道の事業計画は策定されているのか。事業計画があれば、その内容、すなわち、対象地区、対象工場数、着工及び竣工予定年度、給水予定水量等を示されたい。

10-3 鬼怒川左岸台地地区工業用水道の水源は川治ダムによって開発されたものであるが、この未利用水源 1.0 t/秒に係わる川治ダム事業費の負担金はどこが立て替えているのか。栃木県一般会計が立て替えているのか。負担金を立て替えているところと負担金の金額を明らかにされたい。

11 かんがい用水の供給計画

11-1 思川開発による栃木県かんがい用水への配分水量 1.5 t/秒を供給するための事業計画は策定されているのか。このかんがい用水供給事業の計画の内容、すなわち、対象地区、農

家数、水田面積、畑地かんがい面積、着工及び竣工予定年度、給水予定水量等を示されたい。

11-2 減反と宅地転用で水田面積が大幅に減少し、農業用水全体の需要量が減ってきている現状において、新たにかんがい用水供給事業を行う必要性を具体的なデータで示されたい。

12 水道用水の供給計画

12-1 思川開発による栃木県水道用水への配分水量 2.418 t/秒はどの地域の水道に供給するためのものか。この水道用水供給事業の計画の内容、すなわち、対象市町村、着工及び竣工予定年度、給水予定水量等を示されたい。

12-2 1997年に国立社会保障・人口問題研究所が行った推計によれば、栃木県の人口は2015年の 208.9万人がピークになる。これは1995年の 198.4万人に対して、約10万人の増加にとどまる。都市活動用水等を含めて、一人一日400 l使うとしても、10万人による水量増加は4万 t/日で、毎秒 0.5 t未満にすぎない。とても、2.418 t/秒を必要とする状況にならないと考えられるが、思川開発に 2.418 t/秒を求めた根拠を明らかにされたい。

なお、総務庁の「住宅統計調査」によれば、栃木県の水洗便所普及率は1988年が53.7%、1993年が70.9%であるから、現時点ですでに85%程度になっていると推定される。したがって、今後、水洗便所の普及による水量増加はさほど大きなものにはなりえないことを申し添えておく。

12-3 周知のように、栃木県内では渡良瀬川・草木ダムの水利権のうち、佐野市の水道用水 0.3 t/秒、足利市の工業用水 0.3 t/秒が未利用のままになっている。それに、10-2で述べた鬼怒川左岸台地地区工業用水道の未利用水源 1.0 t/秒を加えると、栃木県は県内に 1.6 t/秒の未利用水源を抱えていることになる。栃木県はこの未利用水源を有効に活用することを考えていないのか。その考えがあるならば、活用計画を具体的に示されたい。

12-4 栃木県内ではこの他に、近い将来に湯西川ダムにより、宇都宮市の水道用水として0.61 t/秒の水利権が得られることになっているが、宇都宮市はすでに十分な水源を保有しているから、この0.61 t/秒も未利用水源になる可能性が高い。これを、12-3に示した未利用水源に加えると、合計 2.2 t/秒になる。12-2で述べたように、栃木県全体の水道用水として、今後 0.5 t/秒程度しか増えず、一方、未利用水源は 2.2 t/秒にもなる。これらの数字を踏まえれば、栃木県が思川開発に 2.418 t/秒の水道用水の水利権を求める必要性は全くないと判断されるが、この点について貴県の見解を示されたい。



平成11年3月31日

思川開発事業を考える流域の会

代表 藤原 信 様

栃木県企画部水資源対策室長



水は、かけがえのない資源であり、我々の生命を維持するために必要不可欠な資源であります。また、ゆとりや潤いに満ちた生活を実現するために欠くことのできない資源であります。

ところが、近年渇水や洪水が繰り返し生じており、平成6年や平成8年の渇水では、井戸が枯れたり取水制限の実施に伴い都市用水や農業用水の利用に大きな支障を来し、また、平成10年には集中豪雨により大きな災害をもたらしたところであります。

このように水は、貴重な資源であると同時に必要な時に直ぐ手に入るものではないことから、節水や再利用により水資源の有効活用を図ることはもとより安定した水利用が可能となるよう長期的な視野に立って水資源開発施設の整備を行うことも大変重要であると考えております。

1999年1月27日付け「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」について、別紙のとおり回答します。

I 思川開発事業とその関連事業に対する栃木県の費用負担額

1 思川開発の「洪水調節及び流水の正常な機能の維持」分の負担額

本県が洪水調節及び流水の正常な機能の維持分として負担するのは約141億円である。

洪水調節及び流水の正常な機能の維持の負担金は、ほぼ地方債でまかなう予定であり、現行の地方債の発行条件は、償還期間20年、利率は2.2%であり、今後の発行については、諸条件を踏まえ、負担が最小になるよう検討していく。

今後、検討を要するところもあり、それらが決まった後に、負担総額が確定することになる。

2 思川開発の水道用水分の負担額

各県の利水配分は、事業実施方針の変更によって決定される見込みであるが、現在その手続きを建設省で進めていると聞いている。

なお、水資源開発公団に対しては、本事業に掛かる経費が最小となるよう要望している。

3 思川開発の工業用水分の負担額

各県の利水配分は、事業実施方針の変更によって決定される見込みであるが、現在その手続きを建設省で進めていると聞いている。

なお、水資源開発公団に対しては、本事業に掛かる経費が最小となるよう要望している。

4 思川開発のかんがい用水分の負担額

本県がかんがい用水分として負担するのは約42億円である。

かんがい用水分の負担金は、ほぼ地方債でまかなう予定であり、現行の地方債の発行条件は償還期間20年、利率は2.2%であり、今後の発行については、諸条件を踏まえ、負担が最小になるよう検討していく。

今後、検討を要するところもあり、それらが決まった後に、負担総額が確定することになる。

5 水源地域対策特別措置法による水源地域整備事業の負担額

平成10年9月17日に南摩ダムが水源地域対策特別措置法の「指定ダム」となったことから、水源地域整備計画（案）を作成し、これを所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。水源地域整備計画で実施しうる事業のうち水源地域の生活環境、産業基盤等の整備によって関係住民の生活の安定と福祉の向上が図られるような事業等を検討していく。

なお、南摩ダムが水源地域対策特別措置法の「指定ダム」となったことで、国庫補助事業の優先採択や一部事業の国庫補助率嵩上げなど適用によるメリットを受けることができる。

今後、水没予定地の方々の不安のない生活再建を図るため、関係者と協議しながら早急に水源地域整備計画（案）を作成していく。

6 水道用水供給事業の負担額及び

12 水道用水の供給計画（12-1、12-2）

本県は、東北新幹線や東北自動車道等の交通網の整備や有利な地理的条件を有していることなどから、人口の増加やライフスタイルの変化などにより水需要も増加している。

県内においては、那須郡、塩谷郡、上都賀郡、芳賀郡、安蘇郡の一部地域で人口が減少しているが、逆に宇都宮線沿線を中心とした県南地域では人口が増加しており、水需要も増加している。

また、県南地域は地下水の過剰採取による地盤沈下が生じており、地下水利用から表流水利用への転換を図る必要もある。

そのため、節水の啓発や雨水や水の再利用を図るとともに、森林の水源涵養機能を高め、また安定的に取水が可能となる水資源開発施設を整備していくことが必要である。

県南地域などの増大する水需要に対応し、また地下水から表流水への転換を図っていくにあたっては、広域水道整備計画を検討する必要があると認識しており、その水源として思川開発事業に期待している。県南地域における広域水道整備計画については、具体的な検討をしているところである。

なお、平成9年3月31日時点の本県下水道等普及率は、43.1%である（平成10年度版 栃木県市町村要覧参照）。

$$\text{※} \left[\frac{\text{公共下水道現在処理区域内人口} + \text{農業集落排水現在処理区域内人口} + \text{コミュニティプラント処理人口} + \text{合併処理浄化槽処理人口}}{\text{住民基本台帳搭載人口} + \text{外国人登録人口}} \right] \times 100$$

7 工業用水供給事業の負担額及び

10 工業用水の供給計画について（10-1）

県南地域は、東京に近く、さらに北関東自動車道の整備が具体化されるなど地理的条件に恵まれていることから、今後、企業立地が進展し、工業用水の増加が見込まれる。

一方、当該地域は地下水の過剰採取による地盤沈下が生じていることから、国の「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」において、地下水の適正利用が求められている。

こうしたことから、県南地域を対象とした工業用水の供給を行う必要があると認識しており、具体的な検討を行っている。

8 かんがい用水供給事業の負担額及び

11 かんがい用水供給計画

小山市・栃木市・大平町・都賀町・西方町・藤岡町・岩舟町・野木町の2市6町にわたる「巴波川沿岸地区」は、近年河川流量の減少や家庭雑排水などの流入による農業用水の汚濁が進んでいるとともに、この地区で地下水を利用している地帯では、揚水機械運転経費の増大、地下水位の低下及び揚水施設の老朽化による揚水量の不足や赤水による揚水施設への被害が発生しており、施設の維持管理費の低減を図る必要がある。

小山市・壬生町・野木町の1市2町にわたる「思川左岸」の畑地帯では、降水に依存する不安定な状況にあるため農業経営は安定せず、また水田地帯においても河川等による不安定な水利用を余儀なくされている。

さらに、野木町を中心とした県南地域においては地盤沈下も継続的に進行しており、地下水利用から表流水利用へ転換を図る必要もある。

このような状況に対処するため、思川開発事業に水源を依存し、農業基盤整備を行い農業経営の安定を図り、もって地域農業の振興に資するものであり、国営事業等によるかんがい用水供給事業等の具体化を図るための調査・計画が進められている。

かんがい用水供給事業等にかかる国と本県、受益者の負担割合については、今後具体的な検討を加えた計画の作成に併せて検討していく。

かんがい用水分のうち国営・県営分の負担金は、ほぼ地方債でまかなう予定であるが、発行条件については、諸条件を踏まえ、負担が最小になるよう検討していく。

9 思川開発事業とその関連事業に対する総負担額

総負担額については、上記の各項目が決まり次第、確定される。

II 思川開発事業の必要性について

10 工業用水の供給計画について（10-2、10-3）

この未利用水については、将来の発展に必要な水需要に備えるための水源として確保しているものであり、川治ダム水源費負担金のうち、1.0 m³/sに相当する額を栃木県一般会計において負担をしている。

なお、川治ダム水源費の栃木県工業用水分（1.83 m³/s）の負担金額（国庫補助を除いた額）は約53億円である。

12 水道用水の供給計画（12-3、12-4）

佐野市の水道用水、足利市の工業用水、宇都宮市の水道用水は、それぞれの市が獲得した水利権であり、市の発展に必要な水量であると聞いている。

【問い合わせ先】 栃木県企画部水資源対策室（Tel. 028-623-2566）

ダム中止後も生活再建・地域振興事業を 継続することの法制度の検討について

事務局

ダムをめぐる社会情勢は大きく変わりつつあります。ダムが様々な深刻な問題をもたらすこと、ダムの公共性が希薄であることが次第に国民の共通認識になり、ダム建設の中止を求める声が大きく広がりつつあります。

現在はダム建設の中止を求める運動が、ダム予定地の下流域で展開されていることが少なくありません。その場合に重視しなければならないのは、ダム予定地の人々の意向です。ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきています。当初はダム反対の姿勢であったが、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意した経緯を持つところが数多くあります。ダム建設に同意したダム予定地の人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に対して「もう遅すぎる」という思いを持っています。

このような状況を打開し、ダム予定地の人々とともに、公共性の希薄なダム事業を中止に追い込むためには、ダム中止後も、ダム予定地の生活再建・地域振興事業（以下、「生活再建事業」という。）を極力継続できるように法制度の整備を図っていく必要があります。

水源開発問題全国連絡会の事務局では、この法制度の案をつくるための取り組みを始めました。

(1) 質問主意書の提出

まずは政府の考えを知ることが必要です。政府はダム総点検等によって、（所詮はトカゲの尻尾切りですが）一部のダム事業の中止・休止を決定してきていますから、政府においても、ダムを中止した時の生活再建事業の措置を検討しておかなければならないはずで、そこで、この問題に関して政府の考えを知るため、今年2月に衆議院佐藤謙一郎議員が別紙1の質問主意書を提出しました。

3月に政府から別紙2の答弁書が出ました。その内容は、「今まで中止又は休止の措置をとったダム事業の中には、（付替道路以外のことで）生活再建事業の継続が問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、現時点では検討していない。」というものでした。

ダム総点検等では、事業が或る程度進行しているダム事業も見直しの対象になっています。それにもかかわらず、ダム事業を中止又は休止した場合の生活再建事業の継続について法制度上の検討を全く行っていないということは、事業の進捗状況が入口段階にあるダム事業以外は、実質的に中止又は休止の対象になりえないことを示しています。今回の答弁で、ダム総点検等によるダム事業見直しの欺瞞性があらためて露呈したと思います。

この欺瞞性を明確にし、同時に、ダム中止後の生活再建事業の継続に関する法制度面での検討を政府に促すため、4月に新たな質問主意書が提出されました。その答弁は6月中頃で出る予定です。次号でその結果をお知らせします。

(2) 各ダムについて生活再建事業のデータの把握

各ダムにおいてどのような生活再建事業が計画され、進められているのか、また、その事業費の規模を把握するため、その資料の公開を今年2月に佐藤議員が政府に求めました。対象にしたダムは、水没家屋がある直轄事業及び公団事業のうち、ダム本体工事に着手していない事業と、今まで休止の措置がとられた事業（補助事業を含む）で、合わせて57事業です。

3月にそれらの資料が公開されました。生活再建事業は、ダム事業によるもの、水源地域対策特別措置法によるもの、水源地域対策基金によるものがあります。このうち、水源地域対策特別措置法と水源地域対策基金の対

象になるダムは一部ですが、今回の資料で、それらによる生活再建事業の内容は判明しました。しかし、ダム事業による生活再建事業の内容の多くはまだ不明なままです。不明な部分の資料は再度、公開を求めていく予定です。

(3) 生活再建事業を継続する方策についての検討

事務局では、(1)、(2)の資料を踏まえて、次の①～⑤の課題を中心に、ダム中止後の生活再建事業の継続の可能性について検討を進めていきたいと考えています。

この問題に関して、皆様のご意見、アイデアを是非、事務局の方へお知らせください。

- ① 生活再建事業のうち、ダム中止後も継続すべき事業はどのような種類のものか。
- ② 生活再建事業のうち、ダム中止後も他の法律による位置づけを行えば、国の補助のもとに継続可能になる事業はどのようなものがあるのか。
- ③ ダム中止後も、治水利水の受益予定者であった自治体が生活再建事業の事業費の一部を負担することを制度化することはできないか。
- ④ 代替地への移転が決定している場合、ダム中止後も、代替地の造成を進め、そこへの移転を可能にする方策はないのか。
- ⑤ ダム予定地の人々がダム計画によって受けた精神的および経済的な損失に対して、補償する制度をつくることはできないか。

平成11年2月22日提出

質問第11号 ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

国は、平成九年度からダム建設事業等に関する総点検、平成十年度から公共事業再評価システムによるダム建設事業等の再評価を実施している。その総点検や再評価は、事業継続の是非について真摯に国民の意見を聞くものではないという疑問が聞こえている。しかしながら、事業の必要性や費用対効果などに基づき、事業継続の可否に判断を下すことは不可欠である。その際、留意すべき点が見受けられる。ダム水没予定地の生活再建関連事業である。

一たびダム建設が計画されると、水没予定地住民は長期にわたり、生活基盤、生活設計に影響を受ける。再評価によりダム事業が中止または休止になれば、それらが再び影響を被ることは想像に難くない。したがって、住民の同意を取り付けた後、長年が経過したダム事業の見直しをするにあたっては、それら住民の苦痛や混乱を緩和する施策が必要である。

その観点から、以下、質問する。

- 一、代替地の造成計画がすでに定められているか、またはその造成工事が行われているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も代替地の造成を進める可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。もし検討したことがなければ、なぜか、理由を明らかにされたい。
- 二、補償基準がすでに妥結しているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も、水没予定地の人々に対して補償基準どおりの補償を行

う可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。

- 三. 補償基準が未だ妥結していないが、地元と移転同意の協定が結ばれているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後に、水没予定地の人々と補償基準を取り決めて補償を行う可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。
- 四. 付替道路の計画がすでに定められているか、またはその工事が行われているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も付替道路の工事を進める可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。
- 五. 水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画がすでに定められているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も水源地域整備計画どおりの事業を進める可能性を国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。
- 六. 水源地域対策特別措置法のダム指定はされているが、水源地域整備計画が未だ定められていないダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も、水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性を国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。
- 七. 水源地域対策基金による事業計画がすでに定められているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後もその事業計画どおりの事業を進める可能性を国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。
- 八. ダム基本計画（事業計画）は未だ策定されていないが、ダム起業者や地元自治体が水没予定地の人々にすでに生活再建計画を提示しているダム事業が、総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後もその計画に基づいて生活再建事業を進める可能性を検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一四五第一一号

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小淵 恵 三

衆議院議長 伊藤 宗 一郎 殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対する答弁書
一及び二について

建設省所管のダム等事業のうち、御指摘の「総点検」（以下「総点検」という。）及び「再評価」（以下「再評価」という。）における検討結果に基づき、事業に係る水需要の見通しが変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降又は平成十一年度以降は事業を行わないこととしたもの及び事業の緊急性、地元状況等にかんがみて平成十一年度の予算概算要求では要求を行わず、その代替案も含めた今後の事業の進め方について検討を行うこととしたもの（以下「中止又は休止ダム等事業」という。）においては、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて代替地として提供する土地の取得及び造成に関する計画が既に定められている事例は存しないことから、御指摘の「代替地の造成を進める可能性」について現時点では検討していない。

一及び三について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者と事業用地の所有者等で構成される団体との間で、事業の推進に関する基本的な合意等を内容とする協定又は損失補償の基準に関する協定が既に締結されている事例は存しないことから、御指摘の「水没予定地の人々と補償基準を取り決めて補償を行う可能性」及び「水没予定地の人々に対して補償基準とおりの補償を行う可能性」について現時点では検討していない。

四について

中止又は休止ダム等事業においては、付替道路（公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和四十二年二月二十一日閣議決定）第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業の起業者が工事を行行し、道路の管理者に引き渡す代替の道路をいう。）に係る工事に既に着手している事例が存し、当該事例にあつては、個別の事案に係る対応として、その付替道路に係る工事を道路事業として継続して実施す

る旨の判断を行ったところである。

五及び六について

中止又は休止ダム等事業においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二条第一項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、御指摘の「水源地域整備計画どおりの事業を進める可能性」及び「水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性」については現時点では検討していない。

七について

中止又は休止ダム等事業に関する御指摘の「事業計画どおりの事業を進める可能性」については、水源地域対策基金（水没関係住民の生活再建等を目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された公益法人をいう。）が、それぞれの寄附行為に基づき自ら判断するものであると考える。

八について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことか
ら、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」については現時点では検討していない。

全国の運動からのレポート

この間、北は千歳川放水路計画の中止や、国立・徳島・鶴岡などの地方選の勝利など大きな動きが各地で見られました。そのほかにも裁判や集会など各地でこれまで長年積み上げてきた運動の継続を確実に進めている仲間の運動が沢山あります。以下のページは、そうした各地からのレポートの一部です。今回は十分なページを割くことができず申し訳ありません。次号からもうこうした各地のレポートを出来るだけ掲載していきますので、どんな小さな運動でもかまいません。是非原稿・新聞記事等を事務局までお寄せください。次号は7月頃の発行予定です。

千歳川放水路計画中止と今後の課題

千歳川放水路に反対する苫小牧市民の会 大西 陽一

千歳川放水路計画は、1982（昭和57）年に北海道開発庁が石狩川水系の洪水対策のために策定した計画です。1981（昭和56）年の大規模な洪水を契機に千歳川放水路計画が急浮上してきた。それまでの基本高水流量を9,000%/sから2倍の18,000%/sに引き上げられ、その流量配分をダム2,000%/s・遊水池1,000%/s・本川14,000%/s、残り1,000%/sを流域とは無関係な太平洋に放水路を作り洪水時のみ千歳川を逆流させ流出させることが決定された。

この17年間、放水路をめぐる様々な動きがあったが、放水路の完成により、自然破壊・農業・漁業に大きな被害を被ることになる苫小牧での反対運動は、「千歳川放水路に反対する市民の会」が中心となって、80,000人を超える反対署名を集め、また、同時に洪水被災地住民との対話集会を開き代替案の模索に取り組んできた。

本来、一刻を争うべき洪水対策が17年間にも及ぶ膠着状態になった大きな原因は、千歳川放水路計画のみならず、治水あるいは利水に伴う大規模公共工事が社会問題に発展している要因と同様、河川を管理する側が計画立案に至る経過（データ含む）を全く公開していないことにあった。

このような状況下、北海道知事の私的諮問機関として「千歳川流域治水対策検討委員会」を発足させ、「道民合意を得られる結論を求める」としたが、検討委員会が非公開となったため、「論議過程が道民に明示されない状態で、道民合意を得ることはできない」として、全面公開を求め、途中からではあるが公開となり、論議経過の透明度が高くなった。

検討委員会の「中間まとめ」（案）（要旨）

1 総合治水対策を推進する。千歳川放水路計画については検討の対象としない。

2 千歳川と石狩川の合流点の整備計画については、「新たな検討の場」を発足させ、関係住民の合意を得て立案する。

3 治水対策の一環として、関連する社会制度の整備充実を図る。

4 合流点整備をはじめ、有効であると思われる様々な洪水解決策を検討し、総合治水対策としてまとめた。これらを実施することによって治水は著しく改善されると判断する。

新遠浅川案（注：ミニ放水路）のような流域外対策案は、総合治水対策の進行状態を見た上で、万一それらが著しい効果を果たさないと判断した段階で、新たな検討事項として取り上げるべきものとする。

5 放水路計画により、関係住民の将来設計に支障あった場合、国も道も十分に配慮し誠意をもって対応する必要がある。

新遠浅川案の取り扱いについての補足説明（要旨）

検討委員会が、「地域合意としての治水対策」という知事から付託された課題と、検討委員会の意見（河川工学の委員）が一致しない状況を勘案すると、結論の限界であると考え、両論併記ではなく、優先順位が明記されていることを理解していただきたい。流域外対策が将来の検討課題になる可能性を残したことが総合治水対策の進展の妨げになることがないように、知事が関係省庁に説明し配慮を求めることが必要となる。

中間まとめの評価、及び今後の取り組みについて

検討委員会の論議過程で基本高水流量18,000%/sを「変更する必要はない」としたが、恣意的に高めに設定された基本高水流量を変更しなければ、いずれ大規模工事の可能性を残したといえる。実際、「中間まとめ」の前提である、「可能な限り小規模工事で関係住民の合意を得る」可能性が低くなり、同一流域とはいえ、河道移設案や新遠浅川放水

路などの大規模工事が代替案に残った。

私たちは、被災地流域住民との対話から、流域全体を同じ安全度でカバーする必要性はないと考えていますし、石狩川水系の中での総合治水対策が脇に置かれ、千歳川の治水に限定された論議経過に不満を残した。

特に私たちが提唱していた代替案は石狩川の水位低下を図ることにより千歳川の洪水を防ぐものであり、これが検討されていないこと、また、「流域外」として石狩川での対策より新遠浅川が検討課題にされる可能性があることに不満が残る。また、超過洪水対策・流出規制・農業政策への言及・ハザードマップの策定（都市計画に位置づけ）などを「新

たな検討の場」に総合治水対策として明示すべきで、さらに、その前段に当面すぐに実施可能な対策の実施目途を明確にする必要があった。

しかしながら、一旦、閣議決定までされた千歳川放水路計画の中止決定は、今後の治水対策に大きく変革をもたらす契機になる可能性をもたらし、また、新河川法の趣旨に沿ったものと考えます。

千歳川千歳川放水路に反対する市民の会
代表
YOICHI ONISHI (大西 陽一)
E-mail yohnishi@blue.plala.or.jp

朝日 99.3.14

千歳川放水路中止へ

道知事の「別の治水策を」結論 諮問機関

自然破壊や漁業への深刻な影響が予想されるとして、替工か否かどうが現状態が続いていた北海道開発

の太平洋に流し込もうという大構想。しかし、道自然保護協会や太平洋側の漁業

団体が強く反発してきた。この日のまとめでは、治水対策の必要性は認められ

て、現計画に代わる新しい総合治水対策として①千

歳川の拡幅や堤防のかさ上げ、洪水の受け皿となる遊

水地の設置②石狩川との合流地点を、水が流入しやす

い下流に移設③万一それらが著しい効果を果たさない

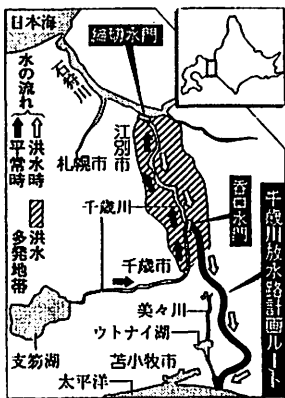
と判断されれば、別の放水路方式で太平洋側に水を導

く案も検討する——ことなどを盛り込んだ。

現計画の中止は決定的となったが、代替策も大規模な開発工事を伴ううえ、③

については「ミニ放水路計画」との批判が強く、自然保護団体などが可能性を

残すことに反発している。



千歳川放水路計画 北海道開発局が事業主体で、総事業費四千八百億円、工期は二十年とされた。野鳥の宝庫ウトナイ湖の源流・美々(びび)川の地下水脈を放水路が遮断することなどから、自然保護団体が反発。洪水時の濁流で漁業被害も予想されるとして、漁協組織も反対を決断した。国は一九九八年度から予算計上をやめたが、すでに調査費として二百億円が費やされている。

このまちで

直前・統一地方選

③

「企業も行政も」心の時代を迎える。そのきっかけを作り、育てるのが、NPOの役割です」

今月18日、草島進一さん(34)「鶴岡市鳥居町」は、酒田市内で「阪神大震災後のボランティア体験」と題して講演していた。そして、この日は草島さんが一大決心を固めた日でもあった。「鶴岡市選に立候補しよう」。

■ 神奈川県内で会社勤めをしていた草島さんは1995年1月、震災直後の神戸市に入り、ボランティア団体「神戸元氣村」副代表として炊き出しなどに取り組み、昨年2月に鶴岡市に帰郷するまで神戸市内で活動した。

97年1月には、重油流出事故に見舞われた福井県の

海岸に神戸市から駆け付け、回収作業に協力した。その現場で、重油以外にもプラスチック類などのゴミの多さに驚いたことが「水環境」に関心を持つ契機になった。占里で環境NPO「Water Watch Network」を築き、市民の「飲み水」をめぐる問題などに取り組んでいる。

月山ダムが完成すると、鶴岡市の水源は地下水から河川に移行する。この事業の妥当性に疑問を持った草島さんは今月13日、市内でシンポジウムを開催したが、参加者からも、草島さんが抱えていると同様の疑問が提示された。草島さんは、「市民の知らないところで事業が進められている」という印象を受け

「NPO代表」が挑戦



阪神大震災後のボランティア活動について講演する草島さん＝酒田市内で3月18日

議席得て行政から情報を

市民が行政に働き掛ける時、武器になるのは正確で豊富な情報だ。「議員になると自由に動けなくなる。多数にのみ込まれる」との懸念から出馬をためらっていた草島さんだが、次第に「議席を得て、行政から情報を得ないと浮いた存在になってしまい、ロビー活動にも限界が生まれる」と考えるようになった。

しかし「草島流」にはズレギー反発も強い。公開質問状や公開シンポで行政に説明を求めたり、活動のPRにマスコミを活用するのは可能。そこから困も変えていければ……と夢を語る。市議選投票開票の4月25日、鶴岡市民は「草島流」に、どんな評価を示すのだろうか。

出馬を決めた翌日の19日、草島さんは買ったばかりの「公職選挙法の手引」を手にしなから、選挙運動の戦略を練り始めた。とは

いえ、人手も資金も少ない。「つじ脱法をやるしかないですね」。そう言っ、草島さんは笑った。

【吉原 宏嗣】

Organizati
Profit
NPO(Non
Profit
Organization
非営利組織) 営利を目的としない民間団体。災害復旧、環境、国際交流、福祉など多彩な分野で展開する。欧米で発達しているが、日本でも阪神大震災の被災者救済で関心が寄せられるようになった。

思川開発事業

流域の会活動経過及び現地の状況

－思川開発事業を考える流域の会－

98・12月。*「関東地建事業評価監視委員会」へ要望書を提出。

*県南部地域地盤沈下問題、県、小山市、野木町、藤岡町の回答結果を、
県政記者クラブで発表。

99・1月。*鹿沼市で「鹿沼の清流を未来に手渡す会」が発足。

*建設大臣へ公開質問書を郵送、

－思川開発事業が関東地建事業評価監視委員会で「継続」とされたこと
について－

*栃木県知事へ公開質問書を提出。

－思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性について－

－東大芦川ダム事業が栃木県公共事業評価委員会で「継続」とされたこと
について－

*栃木県公共事業評価委員会委員長へ公開質問書を提出。

－東大芦川ダム事業が「継続」とされたことについて－

2月。*「東大芦川ダム」について、西大芦漁協が組合員や県内外の

釣り人1300人を対象にダム建設の是非を問うアンケートを実施、

*上南摩1区自治会が南摩ダム絶対反対室瀬協議会と会合、

・1区自治会としては室瀬協議会の運動を支援して行く事を決める。

・また同自治会は、水公団が要請している水没地区の移転先候補地と県
道代替予定地の立ち入り調査を拒否している。

*思川開発問題－PART6－講演会。講師：保屋野初子

「サイフの中から水資源開発をのぞく」を開催。

－ダム建設と水道料金の関係を生活者の視点から解き明かす－

3月。*思川開発で0.25㎡/Sの利水者となっている小山市の議会で、小山

市は現在既に12000㎡/日の余裕のある水利権を確保済みであること
が明らかにされた。

*鹿沼の清流を未来に手渡す会、「公団と南摩ダムを語る夕べ」を開催。

*西大芦漁協、年度総会で「東大芦川ダム反対を決議」。

*今市市議会水需給調査特別委員会「調査報告」

・市民のコンセンサスが未だ得られていない。

・21世紀の地球環境に配慮したものでない。

・必要性への疑問、再検討の余地があるのではないか。

4月。*公団による南摩ダム水没予定地区住民の移転先意向調査結果が明らかに

なる、・76世帯中44世帯が集団移転32世帯は個人移転を希望。

*統一地方選挙（県議会、市議会）立候補者へアンケートを実施。

・今市の水を考える会。

・鹿沼の清流を未来に手渡す会。

水資源開発公団と南摩ダムを語る

「ダムは無駄」と市の費用負担などを挙げながら説明する藤原信代表



南摩ダムは必要か

鹿沼 公団交え問題点考える

【鹿沼】鹿沼の清流を未
来に手渡す会（中島健太代
表）は二十一日、市文化セ
ンター大会議室で「水資源
開発公団と南摩ダムを語る
夕べ」を開いた。同公団か
ら南摩ダムを含む思川開発
計画の概要の説明を受ける
とともに、同計画に反対し
ている思川開発を考える流
域の会からもその問題点を
聞いた。

思川開発事業は、南摩川
に約一億六千の水をためる南
摩ダムを建設。今市内の
大谷川から導水管で水を引
き、途中の行川、思川、大

芦川からも取水。行川にも
ダムを造り、導水管を通し
て濁水時には相互に供給し
合う計画。

この日は講師として公団
から思川開発建設所の荒谷
慶太郎一調査設計課長、流
域の会代表の藤原信守都宮
大学名誉教授を招いた。荒
谷氏はダムの目的、構造の
ほか「大谷川からの取水量を
を大幅に削減し、行川ダム
を追加し逆送補給を実施す
るなど、十分な調査に立っ
て計画を変更した」と説明。
さらに県南地域の地盤沈下
対策、新たな都市用水とし

ての水づくりの必要性を強
調した。

これに対し藤原代表は
「財政構造改革法の制定に
もかわらず、不況でなし
崩しに公共事業が行われて
いる。やがて大変な借金と
なって跳ね返る。将来の人
口動態を見れば無駄な投
資。水を確保するにはむし
ろ森林育成に投入した方が
環境、雇用に有効」と指
摘した。

この日は地元住民のほか
小林守衆議院議員、今市の

水を考える会会員ら約二百
人が参加。質問も相次いだ。
ある参加者は「水が足りない
のは都市住民。どこまで
便利になれば気が済むの
か。なぜ地方が犠牲になら
なければいけないのか」と
いった怒りの声も上がった。

99.4.26 朝日

「女性よ 元気出せよう」

国立市長「環境」訴え勝利 上原さん

東京都内で初めての女性首長が誕生した。国立市長選で、元市議の上原公子氏(49)が、三選を目指した佐伯有行氏(66)に自民、自由推薦、公明支持に競り勝った。選挙戦で上原氏は「市民参加の条例制定」や「自然環境を守る」などと訴えて無党派層の一部をとり込み、現職の壁を破った。

JR国立駅近くにある事務所で、あざやかな黄色いワンピース姿の上原氏は「市民の自治への関心は高く、我慢していたものが噴き出た感じだ。私の当選、立市議選に、生活クラブ生

協を母体とした「生活者ネットワーク」から出馬し当選。市内を流れる川の水質調査、高層ビル建設をめぐる景観問題など市民運動にかかわった。一期務めた

初め、市長選への挑戦を決心した。「環境を守るためなら、全国どこへでも飛んでいく行動派」が、周囲の上原評だ。「市長になれば、財政の知識が必要になる」と、一年前から財政学の勉強を本格的に始めていた。



支持者と握手する上原公子さん(左)＝25日午後11時20分、東京都国立市中1丁目

朝日 99.5.11 9頁
フィリピン
巨大ダム計画

輸銀、融資を凍結

「水没住民、同意まだ」

フィリピン・ルソン島北西部で日本の銀行団が後押しする巨大ダム計画に先住民が反対し、総工費の約半分を融資する日本輸出入銀行

は、「水没地域の地帯民の同意がまだ完全に得られていない」として、同意が得られるまで事実上融資を凍結していることを明らかにした。

このダムはアン川上流に建設される「サンロケ多目的ダム」。総工費約十億五千万円で昨年二月に着工した。発電容量三百四十五万ワット、貯水量八億五千万立方メートルなどでは屈指の大型ダムになるという。



代表的パスカル・ボクディンさん(左)によると、上流地域は先住民イバロイが共有する森林や入会地で、農耕や果樹栽培、放牧、宗教的儀式などの場所。地元民が激しい反対運動を展開してきた。

ボクディン代表らは「ダム建設の影響を直接受けるのは水没世帯だけでなく、上流部の森林や農地を生活の糧にしている三千人、約三百世帯である」と話している。

「サンタナイ先住民運動」

徳山ダムを巡る最近の動き

近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会）

(1)強制収用への動き

建設省の「事業審議委」設置の意図はともかく（後述）、実際の委員の構成を見れば予想のつく通り、徳山ダム審議委は「早期完成答申」を出した（97年2月）。また、政府による従来型の土木建設事業に偏した「不況対策」と相まって、徳山ダム建設事業には、大規模な予算が投入され、急ピッチで本体着工に向かっている。

98年12月24日、建設省は公団などの申請を受け、徳山ダムの「事業認定」を行った。今年3月、公団は、本体着工用地について、E氏を対象に、岐阜県収用委に収用申請を行った。遅くとも秋口には収用裁決が出される可能性が強い⁽¹⁾。一方、E氏から譲渡された土地の共有トラスト参加者に対して、4月、公団はしつこく土地譲渡の協議を要求してきた。「多忙」と断るとすぐに「では交渉拒否ですね」と来る。今秋にも収用委にかけるための地ならしであることは明らかである。

4月26日＝第1回審理。5月31日＝現地調査。6月8日＝第2回審理。公共事業絡みの収用裁決自体は実は珍しいことではないが、事業者に対する不信を正面から争うケースはそう多くない。公共性の無い又は乏しい事業に安易に強制収用が適用されること自体に歯止めをかける必要がある。また徳山ダムにおいては、71年に旧徳山村住民に対して、建設省と岐阜県知事が「強制収用はしない」という約束を行っている。三里塚（成田空港）闘争を念頭においたものであろう。三里塚でも「強権的に臨んだのは間違っていた」と国・公団が認めているのである。徳山ダム事業への強制収用は、まさに歴史の歯車を逆に廻すことになる。

当会・運営委とすぐに連絡のついたメンバー22名で、公団に対して、集団・公開交渉の申し入れを行った（4月28日）。

(2)徳山ダム裁判＝5月19日初公判

昨年6月、公団が「事業認定申請」をして強制収用への意志を明らかにした直後に、我々は共有トラストを設定することができた。このおかげで「原告不適格」という門前払いを食わされる心配なく「事業認定処分取消訴訟」を、3月16日に提起した。この訴訟（行政訴訟）は「公共性のない徳山ダム建設を事業認定するのは誤りである」と訴えるもので、徳山ダムに関するすべての問題で全対決を行う訴訟となる。

また、長良川河口堰でも進んでいる住民訴訟（＝工業用水の一般会計支出は違法である）と同様の住民訴訟を、岐阜県知事を被告に徳山ダムでも起こした（3月1日提訴）。岩屋ダムで工業用水道水源を確保してから20余年、なお、岐阜県には工業用水道会計が正式には存在しない（「需要がないから」と担当課が認めている）。岩屋ダムの償還分も徳山ダムの先払い分も、一般会計からまっすぐ公団に支払っている。形式的にも、長良川河口堰以上に違法性が強い。

2つの裁判は独立しているが、関連事件として公判は同日に行われる。初公判は5月19日（水）岐阜地裁で、それぞれの裁判について原告の冒頭陳述が認められた。（行政訴訟＝上田武夫、住民訴訟＝三浦真智）

(3)西濃地区の水道と徳山ダム

大垣市など岐阜県西濃地区の上水道水源は深井戸＝地下水で、5年前の全国的渇水の際も水道に影響はなかった（揖斐川は涸れた）。計画では、この地域の自治体が地下水源を放棄して徳山ダムの水を買うとしている。水源費126億円＋新たな施設費を負担して、まずくて汚染された水を飲むことになる住民の側はたまらない。当会は2年前からこのことを大垣市に質問しているが返事はない。市議会議員は「まさか、そんなことがあるわけない」と取り合わない。

その一方で、今年度、岐阜県は「水源転換

対策費」を予算化した。長良川河口堰で知多半島の住民がひどい目にあっていることが報道されていても、

見ないふりをしているのがこの地域の自治体・議会の現状である。(新聞記事参照)

(4)無駄な公共事業を止めるのは自治体と住民

自治統一地方選で、徳島市議会で条例制定賛成派が過半数になったことを受けて、関谷建設大臣は「住民投票の結果に従う」と述べた。「信じがたい」という人もいるようであるが、少なくとも95年に建設省が「ダム等の見直し」を掲げて事業審議会を設置して以降の状況は、「建設省が無駄な大型公共事業をゴリ押しし、自治体がそれに追従している」という見方では説明できない。徳山ダム審議委の傍聴を通じて、筆者は、もし自治体が「やめる」と、態度を鮮明にすれば、建設省はやめるだろうと感じとった。(「技術と人間」98年3月号。近藤「徳山ダム問題を考える(1)」)

建設省官僚の「官僚無謬性論」や責任回避の性癖が改まったとは思わない。建設官僚は、自治体が平身低頭して陳情するから「作ってやる」のだと思っている。「今でも計画は正しい」と主張するのがなかなか困難になりつつあるとき、「地元の雑音」を押しつけてまでわざわざ「作ってやる」ことはない。建設省にとってもメリットを失いつつある事業については、「計画は正しかった」と言い続けつつも、この先、止めるにせよ強行するにせよ、責任はすべて「地元」に押しつけることにしよう。それが「審議委員会設置」の核心であるといえる。

これまであまりにも長きにわたって強い中央支配が行われてきた結果、自治体の長と地方議会と与党は、霞ヶ関の方を向いて思考停止状態のまま頭を下げているのが一番ラクであった。このことの結果は、今、財政破綻として、また住民への明らかなサービス悪化として(高い、まずい、危険な水を供給するなど)現れてきている。

無駄な公共事業を止めるのは、自治体であり、住民自治である。

(5)大垣市議選・近藤ゆり子惨敗!

徳山ダムを止める決め手は(そして他多くの地域の問題を解決するためにも)「地元」の政治状況を変えること。この2、3年のうちに岐阜県でも、「政治や選挙なんて大嫌い、無関係」だった市民が、地域の運動を通じて自ら選挙に関わり出した。97年2月岐阜県知事選=候補者・近藤正尚/得票率11%、97年4月大垣市議補選=候補者・近藤ゆり子/得票率19%。大垣市議選は前回まで、完全に昔ながらのコネ選挙(地縁・血縁・商店会・農協や消防団、などのつながりたよってひたすら「頼む、頼む」を繰り返す)であった。

しかし世の中一般の風向きは少しずつは変わっている。昨年の参院選などで見られた「投票行動で何かを変えられる」という意識が投票率を2、3%押し上げるのではないか、そういう層は「新しい選択肢」を求めているのではないか、コネ選挙の隙間をぬっての「風ねらい、浮動票ねらい」でも1人位は当選させられるのではないか……。そういう読みのもとに、「従来型」候補とは明らかに違う形の「新しい選択肢」を示す、という作戦だった。

しかし結果は以下のように惨敗だった。
大垣市議会議員選挙 投票者数=75727
投票率=65.81%(最低)

近藤ゆり子 落選 得票数=773(得票率1%) 38名中37位(議員定数32)

この773票は、ほとんど選対で固有名詞で掌握できる固定票。他の候補に浮動票を流れたという形跡もなく(新人で当選したのは確実に引退議員の地盤を引き継いだ者だけ)、浮動票は動かなかったといえる。

選挙前から駅頭やスーパーなどで街頭演説を繰り返し、リーフレットを1万以上配布するなど、知事選や補選(いきなり立候補)とは比べものにならない準備活動を行った。また「徳山ダムができると、大垣の水が高くてまずくて危険なものになる=大垣のおいしい地下水源を守る」「情報を隠す市政、なれあいの市議会を変え、情報公開と市民参加の大垣

を」と政策を訴えて、毎日、街頭演説を数十カ所（多い時は70カ所くらい）して歩いた。聴衆の反応は非常に良く、「名前」の浸透度は新人としては抜群と言っても良かったと思われる。選挙運動中、他の全陣営が「近藤陣営を警戒している」と何度も耳にしたが、その「存在感」は他の候補陣営の引き締め役に役立つだけのような。結局は、風を起こす=大垣市民の新たな投票行動を起こすことができなかった。

私たち自身、かなりの確率で当選すると思っていた。開票直前、マスコミ3社が写真まで用意して「当選記事」の予定稿を書いている中での惨敗だった（その一方、親類、近所のオジサンなど運動や政策とは関係のない顔見知りの間では、「市議選で政策なんて生意気なことは受け入れられない」「有力者に頼んでいないからダメ」と「落選」の評価も大きかった）。某新聞社の記者は、結果に対して「大垣はとんでもない田舎だなあ」とい

う感想を述べた。マスコミなどの「都会的」観点は全く通用しなかったわけで、私たち自身もまたマスコミと同じ「都会的」な目線でしか、この地域の現状を捉えていなかったこと大きかった。某新聞社の記者は、結果に対して「大垣はとんでもない田舎だなあ」という感想を述べた。マスコミなどの「都会的」とを反省している。

何が何でも徳山ダムを作ろうとしている梶原岐阜県知事と小倉大垣市長は、大喜びというところ。結果的に徳山ダム建設中止に向けた運動に逆風をもたらしてしまったという面は否定できない。また当会の事務局体制が危機に瀕していることも事実である。

同時に、この選挙を通じて、「初めて問題を知った、何とかしていかなくては」と言う方も出てきた。地域での運動の輪を広げるべく、今後とも努力していく決意である。

2/24 中日

徳山ダム

強制収用へ裁決申請

水資源公団 未買収用地1カ所

岐阜県揖斐郡藤橋村に建設中の徳山ダム建設に際して、水資源公団が、未買収地一カ所について、収用法に基づく裁決申請を行った。二〇〇七年度内のダム完成を目指す公団側が、早期の土地買収は困難と判断したもので、強制収用に向けた第一歩となる。

公団は「今後とも仕舞は、公団は、裁買を催められては徳山ダム建設に支障をきたす。水資源公団と地権者双方が主張を展開する。（本報東京部）は二十三、日、未買収地一カ所について、（本報東京部）は二十三、日、未買収地一カ所について、収用法に基づく裁決申請を行った。二〇〇七年度内のダム完成を目指す公団側が、早期の土地買収は困難と判断したもので、強制収用に向けた第一歩となる。

取する審理が行われる。審理は通常、半年ほどかかる。徳山ダムの事業用地約千四百五十坪のうち、九七％（約千二百五十坪）はすでに買収済み。未買収地は、約五十坪。地権者約三百人あり、この中には、市民グループ百十八人がトラスト運動を行っている上地も含まれるが、公団は「今後とも仕舞は、公団は、裁買を催められては徳山ダム建設に支障をきたす。水資源公団と地権者双方が主張を展開する。（本報東京部）は二十三、日、未買収地一カ所について、（本報東京部）は二十三、日、未買収地一カ所について、収用法に基づく裁決申請を行った。二〇〇七年度内のダム完成を目指す公団側が、早期の土地買収は困難と判断したもので、強制収用に向けた第一歩となる。

徳山ダム 水資源公団が岐阜県の木曾川水系揖斐川上流で建設を進めている。国内最大級の多目的ダム。総事業費は千五百四十億円。一九五七（昭和三十一年）に計画がスタート。水資源公団などの旧徳山村（藤橋村）合併、旧徳山四百六十六世帯が移転。建設の必要性について建設省の同ダム建設調整委員会は一九七二年一月、早期完成を求める審理を出している。収用委員会、公共の利益と私有財産の調整を図るため、土地収用法に基づく各県に設置される。七人の委員で構成され、事業者と地権者の意見を聴く審理は公開で行われる。



徳山ダム論争 法廷へ

藤橋村で水資源開発公団が建設を進める徳山ダムに反対している「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は十四日、「ストップ！徳山ダム 原告団発足集会」を大垣市サイトピアセンターで開いた。十六日には建設相を相手取り、事業認定の取り消しを求める行政訴訟を岐阜地裁に起こす。担当の弁護士らは訴えの意義について「徳山ダムが必要かどうかを正面から議論する場になる」と語った。



原告団発足集会に住民ら60人

「徳山ダム裁判」について決意を述べる原告の人たち。大垣市栄木町5丁目のサイトピアセンターで。

集会には約六十人が集まった。「水需要が見込めないのに県が工業用水の負担金を支払っているのは違法だ」として一日に提訴した住民訴訟の原告団発足集会も兼ねた。

岐阜大学の富樫幸一助教授は、木曾川水系水資源開発基本計画（フルプラン）の水の需要予測が「現実とかけ離れている」と疑問を投げかけた。

簡橋隆明弁護士は「事業認定するには合理性や公益性が必要だが、その判断過程を分析して事実を突きつけ、十分に判断していかないことを明らかにしたい」と話した。

きょう 建設中止求め行政訴訟

長崎県諫早湾の干潟干拓事業の差し止め訴訟などに触れ、「公共性、専門性の高い問題も正面から問わなければならない」という機運が高まってきているとした。徳山ダムの行政訴訟についても「国や公共事業の在り方、様々な運動に影響を与えるだろう」と見通しを述べた。

長良川河口せきの建設差し止め訴訟にかかわってきた在問正史弁護士は「河口せきの裁判では、事業が必要かどうかは正面から取り上げられなかった。今回の裁判は徳山ダムの内容そのものを議論することになる」と行政訴訟の意義について語った。

この後、二つの訴訟の原告団が前に出てそれぞれが決意を表明した。

揖斐川流域の住民だけでなく、御嵩町や愛知県、岐阜市からも駆けつけた。「ダムはむだであることをはっきりさせたい」と話して訴えた。

代表の上田さんは「イソワシやクマカガがすむ豊かな自然を残し、徳山を生きていくと過ごせる見本にした」と話し、会を締めくくった。

水質不足、工業用水売れず

巨額の債務が残った河口堰

長良川河口堰建設訴訟原告団 村瀬 惣一

(経過と現状)

(1) 「水質補償がない」「水の消費地に近接しているので送水路建設費、送水経費が僅少ですむ」「長良川の水は三川（木曾川、長良川、揖斐川）中もっとも良い」—— 山間ダムに比べ河口ダムはこんなにメリットがある。伊勢湾臨海工業地帯（名古屋市～四日市）は、若い工業団地であり、この地域の最大の戦力として、ここへ河口ダムを建設する——これが構想の原点だった。’96年1月のことだ。

(2) その後、長良川河口堰計画の告示が、73年3月。着工には関係3県の同意を要することから73年7月以降、水資源開発公団は3県に協議を申し入れ、同年愛知県の、78年9月岐阜県の同意を得た。残る三重県は87年4月、工業用水の約1/2、4m³/秒（但し河口堰で2m³、岩屋ダムで2m³/秒）を愛知県が肩代わりすることで同意。88年7月の起工、94年3月本体完成。95年建設相は「本格運用」を決定。98年度から愛知、三重両県へ水道水の供給を開始した。

(3) 愛知県（水道用水の利水権2.86m³/秒=24.7万m³/日）は、これを知多の4市5町に、三重県（2.84m³/秒=24.5万m³/日）は、中勢の2市7町へ供給する。いずれも98年度から市町村水道への給水を開始しているが、導水施設のために両県が行った追加投資は、愛知県が約320億円、三重県が85億円（但し河口堰～四日市間を北伊勢工業用水のルートに乗せれば400億円でおさまる）両県にとっては痛い支出のはずだ。

だが実は、知多の従来の水源は、犬山頭首工から日量15万m³（途中の市町村を含む）馬飼頭首工から10万m³。この馬飼を河口堰にきりかえたわけだが、馬飼の水道用水供給能力は日量139万m³、実績は70万m³（知多を含む）程度だから継続使用は可能だった。三重県中勢の水道用水の水源は雲出川の8.1m³と自己水源の6万m³。県は、将来8.5万m³の新規需要が発生するというがこれは1人1日当たり600ℓと設定した過大な見積もり。3県平均380ℓ、最大で500ℓ程度だから、日量2万m³もあれば十分。ならば中勢工業用水の水利権4.5万m³実績1.5万m³程度だから余剰の1/2の転用で充足可能なのだ。名古屋市（2.00m³/秒=17.3万m³/日）は導水しない。

いま、その河口堰の水に対し受水市町村の住民から「水がまずい」「悪臭がする」との苦情が多発している。

工業用水に至っては全く販売のめどが立っていない。

だから言ったじゃないか

(1) 河口堰本体の建設費1500億円のうち626/1000は利水費。水道用分の2/3と工業用水分の70%は受水側の負担。この分は財政（財政投融资、財源は郵貯と簡保）で調達し、供給開始とともに受水県は償還を開始する。利子5.33%、23年ローン、債務は元利合計で次の通り。

	愛知県	三重県	名古屋市
水道用水	222億円	220億円	155億円
工業用水	500億円	355億円	—

(2) 債務の償還は98年度から開始される。

両県は、水道用水分については市町村へ用水の供給（押しつけ）をする事で契約水量と、要すれば単価を改定して一回収、これを償還財源に充てる。三重県は当初は中勢の2市7町だけを対象とする計画だった模様だが、これを北勢全域にまで広く薄く回収するつもりらしい。名古屋市は導水施設を作らず、経費だけ負担する。

(3) 問題は工業用水だ

販売の見込みのないところから愛知県は水道事業会計に対して33億5000万円の貸付金を、三重県は20億8000万円の出資金をそれぞれ98年度の一般会計予算に計上した。だが、地方財政法6条は

「公営企業で政令で定めるものについては――災害その他やむを得ない事由（企業解散）で議会の議決のある場合をのぞき――当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充ててはならない」と規定する。

(4) そこで両県では、新たに原告団を編成し、県に対する監査請求を行い、その回答を不服として名古屋または津地裁に住民訴訟を提出した。訴訟はまず県に対する支出差し止めを請求し、支出してしまったら県知事と出納長に対する賠償請求に切り替える。それぞれの請求等の提出月日と原告団等の人数は下記の通り。

	監査請求日	回答	請求者	訴状提出日	原告
愛知県	98.7.10	98.9.8	35人	98.7.14	34人
三重県	98.11.26	98.1.25	12	99.2.16	10
岐阜県	99.1.6	99.2.8	43	99.3.1	43

(注) 岐阜県の訴訟は徳山ダムである。どうダムは本体未着工だが岐阜県の工業用水負担額は 2540億円×0.111（アロケーション）=282億円

県はその30%=84億円を先払いしたので、これを不法として住民訴訟を提起した。但し賠償請求金額は時効の関係で34億7000万円とした。

(5) この新しい訴訟は企業として成り立たない過剰投資を行い（または国に対して同意を与えた）知事の責任を問うことで、公共事業の暴走に歯どめをかけることをネライとするもの。訴訟の進展によってはダム・ストップの決め手となり得るものと期待する。（本件訴訟は前訴の差し止め訴訟に引き続き在間弁護士にお願いを下。）

ヘドロが最大2m、水に悪臭

95年5月以降、ゲート閉鎖することで①汽水域の破壊、②帯水部の湖沼化③水質の悪化特に環境ホルモン増加のおそれが出ている。以下、長良川監視委員会（研究者グループ）レポートの概要を紹介する。

(1) ゲートの閉鎖により堰（河口から5.4km）地点以下の汽水域は消滅し、下層には海水が滞留し、上層を淡水が滑って行く、循環流が発生する。底層は酸欠であるから腐敗汚泥が滞積する。いわゆるヘドロである。ヘドロは音波探査では最大2mに達し、ヤマトシジミ等底生生物は姿を消した。

(2) 堰上流部、30km地点までは湖沼化し、アオコの発生と酸欠がみられる。特に夏場に著しく、95年8月にはDO(溶存酸素)は0.3mg/l(生物の生存限界)を割り込んだ。

アオコの発生⇒腐敗はメタンガスやアンモニアを発生させ悪臭がする。これが知多と中勢の水道用水として供給されるわけだ。また、汽水性動物プランクトンは姿を消し、仔アユの降下にも支障をきたすおそれが大きい。サツキマスもまた漁獲量を減じている。逆にブラックバスやブルーギル（いずれも肉食性の猛魚）やユスリカの増加がみられる。

(3) 最も懸念されるべきはアオコなど藍藻類には菌体内にミクロシスチンなどの毒性を持っていることだ。これは塩素殺菌や加熱では分解しない発ガン物質なのである。また塩素

処理によってトリハロメタンが発生することが知られているが、すでに利根川河口堰の水は基準値の上限100 μ g/lにちか
い価を得ている。

さらに懸念されるのは内分泌攪乱物質（環境ホルモン）だ。某週刊誌のスクープによれば建設省が98年、全国109の1級河川で調査したところ①ビスフェノールAが34水系の61箇所②ノニフェノールが21水系32箇所③アジピン酸ジスエチルヘキシンが41水系61ヶ所④フタル酸ジスエチルが30水系86ヶ所で検出され、長良川河口堰はワースト4に入るという。下水処理水や農業廃水の流入⇒滞留に起因する。発ガンだけではなく次世代の存在もおびやかすことになるかも知れない。河口堰の水を水道水源としては使ってはならないのである。

長良川河口堰

1973年事業実施計画告示。長良川河口から5.4k、左岸三重県長島町右岸桑名市、総延長661m、主ゲート11門魚道2ヶ所（右岸側門、左岸側階段式水路）、湛水面海拔0.90m~1.3m、湛水域30km地点まで貯留3000万 m^3 。都市用水供給量は（最大給水量、単位 m^3 /秒）

	工業用水	上水道	合計
愛知県（尾張西部）	6.39+2.00	2.86	9.25
名古屋市	—	2.00	2.00
三重県（北勢）	8.41+2.00	2.84	11.25

事業費150億円（当初235億円と予定）内利水分626/1000、洪水調節分374/1000。国の負担は水道用水分1/3（厚生省）、工業用水分30%（通産省）、洪水調節分70%（建設省）残余が地元負担。利水分は水利権で按分、洪水調節分は愛知県・三重県・岐阜県3県で均分。

長良川河口
せき負担金
992億

一般会計から支出は違法

桑名市 三重県知事ら を 提訴

長良川河口せきの建設費を償還するため、三重県が一般会計から工業用水道事業会計に支出するのは地方財政法に違反するとして、同県桑名市の成田正人市議（むら十人）が十六日、北川正恭知事らを相手取り、県の支出差し止めなどを求める住民訴訟を津地裁に起こした。

訴状などによると、河口せきの建設費は約千五百億円。このうち、三重県は工業用水利用分として、河口せき完成後の一九九五年度的から二十三年間にわたり、水資源開発公団に計約三百五十五億円を支払うことになっている。

これに対し、原告側は「河口せきの工業用水の償還がないことは明らか。給水料金は負担金を返済で済まない」と指摘。その上で「負担金は特別会計の工業用水道事業会計から支払われるべきだが、県は一般会計から特別会計に出資して

いる。地方財政法では工業水道事業は独立採算制で、採算が合わないからといって一般会計へ転嫁するのは違法」としている。

原告側は、九八年度分からの支払い差し止めを求めているが、県は既に同年度分の半額として約十億円を払っているため、北川知事を相手に、県に十億円を返すよう求める損害賠償請求も起こした。

訴えに対し北川知事は「訴状内容を十分検討し、今後の対応を考えた」としている。長良川河口せきについては、愛知県の住民三千四人が昨年九月、同県の負担金について、一般会計から特別会計への支払い差し止めを求める住民訴訟を名古屋地裁に起こしている。

差し止め求め提訴

財政面で是非問う

水需要の見込みが外れ大量の余り水が指摘されている長良川河口堰をめぐる、愛知県が建設負担金の償還のため、一般会計から企業会計に貸し付けるのは返済のあてのない違法な支出として、県内の住民三十四人が知事と出納長を相手取り、支出の差し止めを求め、住民訴訟を十四日、名古屋地裁に起こした。県監査委員が同じ趣旨の監査請求を棄却したを受け、提訴に踏み切った。主に利水、治水、環境面から争われている建設差し止め訴訟とは別に、今回の提訴は財政面から河口堰の是非を問う。

源開発基本計画で見込んだ水需要は実際とかけ離れていると指摘。堰から工業用

水を受ける県が工業用水道事業会計から水資源開発公団に支払う償還総額は約五百億円にのぼるが、水需要が見込めないため支払いができなくなるとして、今年度一般会計から貸し付ける三十三億五千万円の支出を差し止めるよう求めるとともに、将来にわたっての支出差し止めも求めた。

原吉代表の伊藤達也・金城学院大助教授は「水需要の予測が狂ったいま、当然、一度立ち止まって再検討すべきなのに、それができていない。そのことを問

反対派「水余る 償還できぬ あれほど言ったのに」

長良川河口堰が、財政面でもほころびかねない、と建設反対派は建設中から度々指摘していた。「今度の裁判は、別名『だから言ったじゃないか裁判』なんです」。反対派代理人の在間正史弁護士はそう言う。

「水余りになるから料金収入は入らない、だから企業会計では建設費を償還できない、と建設中からあれほど言ってきたのに、建設差し止めなど河口堰をめぐる一連の訴訟を担当してきた在間弁護士の発言に、会場に笑いが起こった。今回の提訴を前にこの六日、名古屋市内で開い

返済不能時の説明も焦点

「あくまで暫定的な措置。水需要が将来発生することに変わりはない」と強調するが、新たな水需要が生まれるから河口堰が必要としてきた論拠が星元から崩れたことを意味する。

今回の訴訟の対象となった愛知県の工業用水で、県は昨年、需要がでる時期について二〇〇七年と先送りしたばかりなのに、今年三月さらに三年遅らせると二〇一〇年とした。需要見込みも従来の毎秒〇・八から〇・二へと大幅に減った。

在間弁護士は「実態としては需要がないことを県もほとんど認めているようなものだ」と指摘した。

横尾川ダム 見直すのは今

—— 不合理なダム計画を白紙に戻し、ふるさとの森や川、私たちの暮らしを守ろう ——

横尾川ダムの見直しを求める連絡会

1. 横尾川ダム計画の概要

大津川水系横尾川は、その源を和泉山脈につながる横尾山（標高599.8m）に発し、流れの途中で本流の父鬼川、東横尾川と合流しながら流下し、泉大津市板原地先で牛滝川と合流し、大津川に名を変えて大阪湾へと流れ込む2級河川である。

横尾川ダムは、和泉市の南部地域、横山地区から西国四番の札所として有名な横尾山施福寺へと続く横尾川上流部（通称：横尾山川）の緑豊かな谷間に100年に一度の洪水対策のための治水ダムとして大阪府が計画しているものである。

ダムの型式は重力式コンクリートダム、自然流下型調整方式で、総貯水容量130万トン、ダムの高さは45m（10階建てのビル程度）、ダムとしては小規模なものである。

2. ダムの問題点

関西空港関連整備事業に位置づけられていることを見るまでもなく、過去に深刻な水害被害のない河川に突如でてきたダム計画であり、最初にダムありきで、ダムが必要であるという合理性が全くない。

そして、ダム建設により、横尾山施福寺へと続く巡礼路の一部が水没し、国定公園に隣接した近郊緑地保全地域に残る貴重な自然が大きく破壊されることとなる。

横尾川ダム計画の問題点（河川水理学上の技術的な問題点）

(1) 横尾川流域の特徴と水害の実態に合わない治水計画とダム計画であること

- ① ダム予定地の流域面積が小さく、その洪水調整機能は極めて小さいこと
- ② 過去の水害は、小規模なもののが分散して発生しているのが実態であり、大規模な河川改修やダム建設によることなく、水害の場所ごとのきめ細かい対策（井堰によるせき上げ対策等）により水害を防ぐことができること

(2) 他の河川で普通に行われている計画に比べても非常に粗雑な計画であること

① 計画降雨量に関する問題

- ・基本高水流量の決定に際し、計画降雨量の基礎データとして昭和27年から49年までのデータしか使われておらず、昭和50年から平成7年までの降雨量の少ないデータを用いていないことにより意図的に基本高水流量を大きく算出していると考えられること
- ・累加雨量が100mmを超えると、それ以後の降雨は100%流出するという設定により、基本高水を過大に見積もっていること

② 基本高水の決定に関する問題

- ・過去の実績降雨の中から適切な降雨パターンを選んで、基本高水を決定すべきところ、基本高水のピーク流量を最大にするような人工的な降雨パターンを利用していること（大阪府以外では、こんなモデルは使うことは無く、極めて粗雑な計画といえる）
- ・板原基準点における基本高水のピーク流量は、モデル降雨による計算ピーク流量では710トン/秒であるが、これを750トン/秒に引き上げている。基準点における計画高水流量700トン/秒との差は本来10トン/秒であり、ダムによる50トンのピーク流量カットは、治水計画で扱う数の誤差の内に入ってしまう数字である。板原基準点で、700トン/秒の河川改修が既に実施されており、ダムによる治水の必要性は全くないといえる。

③ ダムによる洪水調節量に関する問題

- ・過去の洪水時のダム地点での計算ピーク流量は55トン/秒であり、ピーク流量85トン/秒の内、その88%に当たる75トン/秒をカットするという計画には現実性がない

(3) ダムを建設しなくても、ダムより安全な治水対策が考えられること

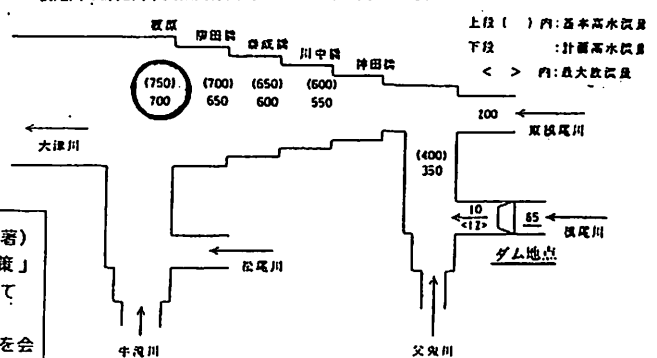
- ・ダムの有効性が極めて小さいうえに、洪水時のダムの安全性に問題があること
- ・流域には、何箇所かの遊水池の候補地があり、ダム以外のより安全な治水対策を選択することが十分可能であること

各引当対象洪水に対する解析結果（大阪府による）

引当対象洪水	計画ピーク流量 (m³/sec)	
	ダム地点	板原基準地点
昭和31年9月	29	462
昭和51年9月	47	560
昭和57年8月	55	698
平成元年9月	54	574
平成7年7月	54	668
モデル降雨	85	710

国土問題研究会調査報告書（京大防災研究所上野鉄男著）
「横尾川ダム計画の問題と横尾川の治水対策」
横尾川ダム計画の問題点を18ページのレポートとして非常に分かりやすくまとめたものです。
報告書を手希望の方は1部 340円切手（送料共）を会までお送りください。

横尾川の計画高水流量配分図 (m³/sec)（「水文調査委託」による）



3. 「横尾川ダムの見直しを求める連絡会」の取り組み

私たちは、横尾山の自然と文化を破壊し、地域住民に大きな危険を押しつけるダム建設の見直しを求めて、1995年より活動を続けている。

これまでに、ダム見直しに向けての署名活動や、大阪府、和泉市への要望行動、ダムに関する情報公開などに取り組むとともに、ダム予定地での自然観察会や生物調査、ダム問題を考えるシンポジウムなどを行ってきた。

1998年には、世界自然保護基金日本委員会からの活動助成を利用した地元横山地区の住民へのアンケート調査を実施した。この結果、地元でもダム計画の内容や、地元の町会連合会からダム推進の要望書が市へ出されている事実についても知らない人がほとんどであること、多くの方が、ダム計画について疑問を抱いていることが分かった。

私たちのダム見直しを求める活動の広がりに対応するように、昨年末より、和泉市は広報を通じて、「安全なまち、安心な暮らしに役立つ」として、ダム計画の推進を大々的にアピールし始めた。ダムによる治水対策をとらなければ、大きな被害がでるといふうに、住民に脅しをかけながら、ダム事業を正当化しようとしている市や府の姿勢は容認できないものである。会では、広報でのダムに関する記事の内容についても、その問題点を明らかにするため、公開質問を行ったり、記事の内容の誤りを広く市民に訴えていく予定である。

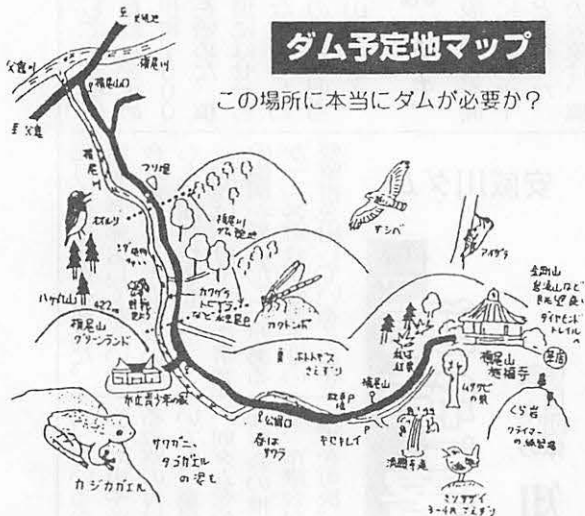
4. ダム見直しに向けての課題

本年最大の課題は、横尾川ダム計画が再評価の対象となる大阪府の建設事業再評価委員会への働きかけである。昨年度に発足した同委員会は、残念ながら事業再評価という点において十分機能しているとは言いがたく、再評価によって、中止となった事業はほとんどなく、かえって事業のお墨付きを与えただけのものとなっている。公共事業のあり方が大きく問われている今、市民の声や科学的な批判を無視した事業の推進は許されるべきではない。

私たちは、このダム計画が建設事業として、いかに不合理なものであるかを、再評価委員会のもとより、あらゆる機会を利用し、できるかぎり多くの府民、市民に知ってもらう必要があると考えている。

全国で最悪の財政危機にある大阪府が、不要不急のダム計画を進める余裕などないはずである。再評価委員会において、科学的なデータをもとに、真に公平な議論が行われれば、必ずこのダム計画は止まるものと考えている。

どうか、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。



ダム計画を中止し、美しい森と川を子どもたちに手わたそう

■「横尾川ダムの見直しを求める連絡会」は、横尾山の自然と文化を破壊し地域住民に大きな危険を押しつけるダム建設の見直しを求めて取り組んでいます。

あなたも連絡会に入会しませんか。切手1000円分を下記までお送り下さい。カンパ等のご支援もお願いします。

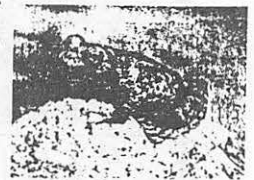
自然の宝庫、横尾山 残したいこの自然

横尾川ダムの予定地は、霊峰「横尾山」(金剛生駒紀泉国定公園)につながる緑豊かな谷周です。

特に、近畿版レッドデータブック記載のサツマイナモリをはじめアケボノシュスランなどの府下でも稀な植物が数多く自生し、その他にも季節毎にいろんな草花が見られます。動物では、タヌキやテン、ムササビ、リス、ノウサギなど、また、四季を通じてたくさんの野鳥が見られ、特に夏にはオオルリの美しいさえずりが谷間に響きます。

ダムができれば完全に沈んでしまう美しいせせらぎには、カジカガエルやサワガニ、ムカシトンボ、カワトンボなどがぐらし、また府下では非常に少ないブチサンショウウオの生息も確認されています。

不合理で全く意味のないダム建設のために、かけがえのない自然が破壊され、そこに息づく小さな生命が永遠に失われてしまうことになるのです。



▲カジカガエル

● 横尾川ダムの見直しを求める連絡会

〒594-1105 大阪府和泉市のぞみ野1-21-3 南 泰子方
TEL/FAX 0725-57-1386/E-mail: seal@gold.ocn.ne.jp
郵便振替: 00980-1-80750



地元町会が推進要望の榎尾川ダム

建設、本当に必要なの？

和泉の市民団体が住民にアンケート

府が和泉市東部の榎尾山のふもとに計画している榎尾川ダムについて、市民団体「榎尾川ダムの見直しを求める連絡会」(小林昌子代表)が、地元の全世帯1500戸を対象に計画についてのアンケート調査を始めた。榎尾川は府が管理する2級河川で、建設予定地にはせせらぎ程度の水量しかなく、連絡会側は「巨額な税金で行われる不必要な公共事業の典型。回答は計画の是非を明らかにする材料にした」としている。【山田 泰正】

地元でも「要望知らぬ」人も

榎尾川ダムは、府が降雨時の洪水防止を目的に計画。予定地は同市榎尾山町の榎尾川最上流部で、堤高は45㍍。建設費は約100億円と予想されている。1



建設の是非が問われているダムの建設予定地

和泉市榎尾山町で本社へリから

安威川ダム

凍結署名を提出

茨木の知事へ1万3500人分

先月中旬に発送を終えた。無記名で郵送してもらい、今月末に第三者立ち会ひのもとで開封作業を行う。設問は「府や市から事業の説明を受けたことがあるか」「各町会が建設推進の要望書を出していることを知っているか」など6項目。治水対策や並行して行われる道路の付け替え計画についても、意見を聞く。同ダムをめぐっては、地元町会の推進要望を受けて、市議会が建設推進の意見を可決。しかし、地元では町会から要望が出されていることを知らない人もおり、「地元に対する府の説明は不十分」「府の財政状況が悪化している中、真っ先に見直すべき事業だ」という批判も出ている。

府が茨木市で建設を進めている安威川ダムに反対する住民団体が27日、事業凍結を求める1万3500人分の署名を横山ノック(山田勇)知事あてに提出した。府は建設事業の中止も視野に検討する「建設事業再評価委員会」(委員長、村松岐夫・京大大学院教授)を設置し、同ダムも審議対象としている。

「安威川ダム反対市民の会」(江菅洋一代表)と「茨木」

茨木の住民団体

木北部丘陵地域の自然を守る市民会議(井関和彦代表)の2団体が、5月から茨木市内を中心に署名を集めた。治水・利水を目的とした安威川ダムは不要とし、事業の凍結を求めたい。建設省が公共事業の見直しを進めているほか、府も財政難に直面していることから、両団体は「建設事業再評価委員会に中止決定してほしい」として、同委員

会に署名簿の写しを提出した。茨木市長にも写しを提出する方針。

同委員会は安威川ダム建設など34事業を見直しの審議対象にし、年内をめどに知事に対する「意見」をまとめる予定だ。

同ダムは淀川水系の安威川上流に建設予定。2000年以降の完成を目指し、1988年に建設着手したが、工事はほとんど進んでいない。【庭田 学】

最近の苫田ダムの主要な動きについて

ストップ・ザ苫田ダムの会 矢山有作

(1) 苫田ダム本体工事の着工が決まる。

98年7月に着工された苫田ダム本体工事着工のための吉井川本流を迂回させる仮排水工事が完了し、今年4月20日転流式が行われた。ダム本体工事の起工式は6月16日に行われる。すでに、ダムサイトを通る国道179号は通行止めになっている。

ダム本体工事の契約は、今年3月2日にされた。

工期 99年3月3日
～2002年3月31日
工事金額 945,000万円
(消費税45,000万円込み)

保証金 免除

契約者 佐藤工業、鴻池組、アイザワ工業

かねて、98年度末にダム本体工事が発注されると聞いたので、3月1日付けで、関谷建設大臣に、抗議と要請の文書を送った。要旨は、ダム建設を容認しない水没地権者が水没地内に居住しており、水没地内の土地所有者も1,000名を超える多数にのぼっているなかで、ダム本体工事に着工する事は、ダムのためには、人の生命、財産を犠牲にしてもかまわぬという暴挙であり、人道上も断じて許されるものではない。かかる暴挙の中止を求めるとともに、これに対する大臣の所見を求め、また苫田ダム建設阻止期成同盟会員を含む現地住民、関係者の意見を聞く場を設けることの要望をしたが、回答がないため、さらに4月13日付けで回答を求める文書を送った。しかし、いまだに音沙汰がない。

従って、公共事業をチェックする議員の会の協力で、中央交渉の出来るよう水源連事務局に依頼中である。

尚、本体工事着工差し止めの仮処分、さらに本訴提起につき関係団体と協議し、実現させたいと考えている。

(2) 98年の台風10号に対する対応

台風は、10月17日から18日にかけて4～5時間の間に激しい雨を降らせ、45年

の枕崎台風以来の大規模な災害を吉井川流域に引き起こした。

被災住民の中から、降雨、洪水流量の状況から、吉井川水系のダムのいっせい放流が大災害の原因だとの声があがった。私たちも同様の考え方をもったので、建設省、岡山県、中国電力会社に、当時の降雨量、洪水流量、ダム操作についての資料を求め、嶋津先生のご協力を得て、目下係争中の苫田ダム訴訟に「ダムと水害」のかかわりを示すため活用している。

尚、98年12月22日付けで、* 台風10号による大災害は、吉井川水系のダム放流と苫田ダムに籍口した、吉井川中上流の河川改修の大幅な遅れが原因である。苫田ダムがあったら、災害はもっと大きなものになっただろう”という被災住民の声を紹介しつつ「苫田ダム予算計上取りやめの要請」を大蔵、建設両大臣と石井岡山県知事宛に提出した。いずれも梨の蔭である。

(3) 監査請求

苫田ダムにより確保される生活用水40万^m3/日のうち、12.3万^m3/日余は、岡山県広域水道企業団発足の85年当時から引き受け先が無く、やむなく、県は今日まで調整水量として保有し、これに対する金額を出資金、貸付金の名目で企業団に支出しているが、県の水需給の将来展望からも、今後も調整水量の引き受け先がなく、支出金が回収される見込みはない。企業団は地方公営企業であり、独立採算制である。従って、かかる支出は地方財政法上違法な支出であるとして請求人118人で監査請求をおこなった。

3月24日意見陳述を行ったが4月26日付けで棄却の通知があった。目下弁護士と相談し、本訴提起を準備している。

(4) 中国電力興津第2発電所計画

ダム建設に伴い、中国電力は水没する久田発電所とダム上流の羽出發電所を統合した、興津第2発電所を建設するとしているので、

この建設計画について、4月28日に中国電力会社からの説明を聞き環境影響調査の開示、発電取水と河川流量に関する資料などの提出を求めている。

(5) 苦田ダム地質問題シンポジウム

「苦田ダムの地質は安全か」題して、5月22日13時30分から津山市において第4回目の苦田ダムシンポジウムを開催する。

パネラーは、ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会側は生越忠先生、中国地建側は中国地建河川計画課長左近裕之さん、苦田ダム工事事務所長五十嵐宗博さんである。

苦田ダムは残存水没地権者1世帯のみとなり、ダム関連工事は急ピッチで進み、ダム本体工事もすでに発注済みで、来る6月16日には起工式も行われるという状況で、もう苦田ダムは止まらないというのが大方の見方のようにあるが、苦田ダムが不必要であり、かつ危険なダムであることにはわかりはなく、私たちは「苦田ダム阻止」の旗の下に戦い続ける決意を固めているので、絶大なご支援をお願い致します。

奥津町に建設が進む苦田ダム建設に反対する「ストッブ・ザ・苦田ダムの会」(矢山有作代表)の谷川正彦さん(左)と岡山市市長、百十三人は一日、県が県広域水道企業団に支出している出資金、貸付金の一部が違法だとして、県監査委員に監査請求した。

苦田ダムの水道用水は日量四十万トと設定され、うち配分先の決まっている二十七万六千二百六十トは同企業団を構成する十九市町村が配分水量に合わせて建設費の一部を負担している。しかし、約三〇％に当たる十二万三千ト余りは配分先が決まっておらず、県が「調整水量」として、九年度計約六億四千万円、十年年度計約六億八千万円を出資金、貸付金の名目で支出している。

監査請求では「県が抱えている調整水量は将来引き受けられる見込みがなく、返済不能な出資、貸し付けは違法だ」として、石井正


3.3 出資金の一部違反

調整水量で監査請求

ダム反対会 苦田

弘知事らに賠償を求めている。

この支出に関して県環境衛生課は「将来の災害や濁



岡山県北沿いの総合住宅展示場
ハッキングマスターズ
津山住宅公園
ワンストップ型住宅

また、同会など四団体は一日、関谷勝嗣建設大臣に「少数とはいえ、水没予定地に居住する住民がいるなかで、本体工事に着手するのは人の生命、財産をかえりみない暴挙だ」ととする事業への見解を要求する文書を郵送した。水没予定地では移転未同意の一世帯が居住しているほか、「二坪地主」約千二百人が所有する土地もある。

本体工事は、現在進めている仮排水路工事(四月下旬完成予定)を終えた後、今年秋口には、掘削工事など本格的な工事に着手するといふ。

あす 仮排水路転流式

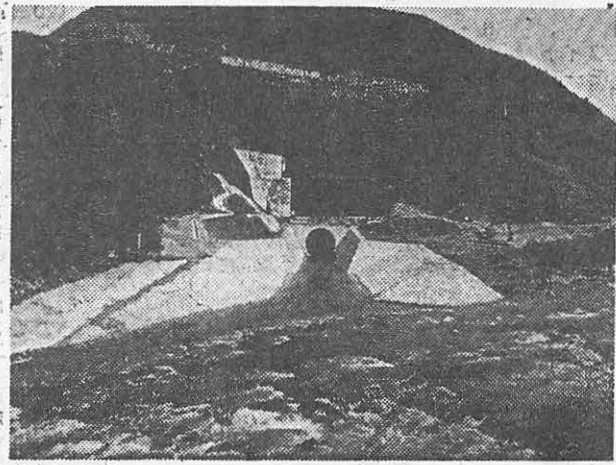
99.4.19
あす 仮排水路転流式

吉井川
本流
う回工事が完成

建設省が奥津町に建設を進めている吉田ダム事業で、吉井川本流をう回させる仮排水路工事（排水路トンネル）が完了。二十日、同町久田下原地内の現地で転流式が開かれる。仮排水路の完成により、同事業は本格的な本體工事に入る。

仮排水路工事は、工事費約八億三百万円で昨年三月着手していた。総延長五百十財（トンネル部三八・五財、上流呑口水路一九・〇財、下流吐き口水路一〇九・五財）。ダム本体から上流約百財から、川の水を引き込み、排水路トンネル（直径六・九財）で本流をう回させ下流約三百財で放流する。

転流式には五十嵐崇博吉田ダム工事事務所長や工事関係者ら約二十人が出席予定。堰（せき）のゲートを密封して水流を止め、仮排水路に川の水を送り込む。建設省は本體工事の起工式を六月十六日に行い、地盤掘削などに着手。十五年



完成した吉田ダムの仮排水路トンネルの吐き口部

度中に完成させ十六年度の本格稼働を目指す。同ダムは総貯水量八千四百十立方財の重力式コンクリートダムで、洪水調整のほかに、発電、かんがい用水などに活用する多目的ダム。総事業費は千九百四十億円。

ダム工事起工式は6月16日

99.4.20
あす 仮排水路に転流

建設省が吉井川上流の吉田郡奥津町を中心に進めている吉田ダムの本體工事の起工式が、六月十六日に行

われることになった。吉井川の本流をう回させる仮排水路の工事も終わり、今月二十日朝に現地で転流式がある。仮排水路の完成で、いよいよ本體工事に入る。仮排水路は、ダムえん堤予定地付近から延長約三百

八十財、高さ七財のトンネルで本流をう回させる。昨年の七月に着工し、工費は八億三百万円。

吉田ダムは多目的ダムで、えん堤は高さ七十四財、長さが二百二十五財。総貯水量は八千四百十財。完成予定は二〇〇四年度。総事業費は千九百四十億円。

ダムの建設計画は一九五七年に明らかになり、地元が長年にわたって反対運動を展開。九〇年に当時の町長が建設諮議を表明、九四年には町議会が一ダム建設阻止案例一を廃止した。吉田ダム工事事務所によると、水没世帯五百四戸（鏡野町分も含む）のうち、これまでに四百九十九世帯が移転契約をし、四百八十八世帯が移転を終えた。未同意は一七世帯という。

市民参加「うねり鮮明

徳島市議選

「署名否決へ怒り結晶」

市民素人の戦い実を結ぶ

有権者が徳島市議会に突きつけた審判は、改革の二文字。吉野川第十堰(守き)の可動堰化計画をめぐる住民投票案の是非が最大の争点となった同日市議選、二十五日の開票で、条例制定を求めている市民団体が擁立した新人候補二人が当選したほか、条例問題に加えて昨年総務所の不祥事を取り上げて市政刷新を訴えた佐藤寛の五人全員が当選。一方、条例反対を前面に押し出した現職が落選し、明暗を分けた。また、同議会で初めて五人の女性議員が誕生するが、新しい風も吹いた。

新人会人を擁立し、市議からの喜びを全体で表現選の、若風の日、となった市民団体「住民投票を実現する市民ネットワーク」の徳島市昭和町の事務所は、旗立候補三人の当選を沸かせた。二十一日午前開票時、この日集まった支持者は、開票所から「金丸渡も憤れぬ選挙に疲れが、子、村上様、大谷明彦三候補の当選確定」という結果を伝えられ、事務所が集まった支持者千人余りが「やった、やった」と喜びを叫び、飛び交った。

市民素人の戦い実を結ぶ。市民ネットの板橋孝明代表は「住民投票案のうねりが選挙でも起きた。ネット候補三人当選、ひいては条例賛成派の過半数当選は、十万人署名を奮闘した市議選への怒りの結晶。市民会への勝利も、市民ネットの団体となった「第十堰住民投票の会」の姫野雅義代表は「条例賛成派が過半数を占めた。こ



選した村上さんと金丸さんの市民の意思を新議案速らが勝負と事務所に駆けつけ、待ち構えていた支持者たちから花束が贈られ、喜びを分かち合った。

二十一日午前一時前、当選を分かち合った。

「まさった。市政の場、社会館前で喜びの集まり。た、で大きな花束を、二十六日午後開票時十五分、当選者のおかげです。新たな当選者自身も含めて五人の女性で初めて当選を決めた東条恭子さんは、無所な女性市議の誕生を喜ぶ、支持過半数になったこと、政治は女性抜きに語れない」と喜びを語り、お



支持者とともに当選を喜ぶ東条恭子さん＝26日午前開票時25分、県労働福祉会館

女性議員最多の5人

「まさった。市政の場、社会館前で喜びの集まり。た、で大きな花束を、二十六日午後開票時十五分、当選者のおかげです。新たな当選者自身も含めて五人の女性で初めて当選を決めた東条恭子さんは、無所な女性市議の誕生を喜ぶ、支持過半数になったこと、政治は女性抜きに語れない」と喜びを語り、お

住民投票派が過半数 条例案再提案、可決へ

数を制した。二月の臨時市議会で否決された住民投票案が改めて議員提案された。可動堰計画に影響を与え、可決の見通しとなった。徳島市議選には四十九人が立候補し、選挙戦では

ち二十六人が住民投票に賛成を表明。一方、反対は十九人で、四人が態度を明確にしなかった。開票の結果、住民投票の実現を訴えた賛成派が相次いで議席を

獲得し、目標とした過半数を制した。市民団体の「第十堰住民投票の会」を母体とする「住民投票を実現する市民ネットワーク」が擁立した新人も三人が当選。知名度がなく、出遅れが指摘されたが、住民投票運動の盛り上がりや、賛成派勝利の原動力となった。

新

吉野川可動堰

徳島市議

建設者の吉野川可動堰計画の是非を問う住民投票案が最大の争点となり、注目を集めた徳島市議選(定数四〇)で、住民投票賛成派が二十二議席を獲得し、過半

「計画推進の旗振り役 考え直す」

徳島市長、可動堰推進団体会長辞任へ

「計画推進の旗振り役は考え直したい」。これまで吉野川可動堰計画を推進する勇気だった小池正勝・徳島市長が、可動堰推進団体「可動堰建設促進期

成同盟会」の会長を辞任する意向を持っていることを明らかにした十一日の発言は、県内の関係者に波紋を広げた。計画の是非を問う住民投票案を議員提案する方針を固めている市議らは「市長もついに民意に背を向けられなくなった」と歓迎したが、住民投票に反対する市議や、期成同盟会に加盟する吉野川流域の首長らは戸惑いを隠せなかった。

進会 同盟 建設 促進 同盟 建設 促進 同盟

加盟首長ら戸惑い

住民投票賛成市議は歓迎

「信念はどこにあるのか。ちょっと状況が変わっただけで方向を変える市長にはついていけない」。徳島市議会の保守系市議は、会派控室で昼食中、テレビニュースで発言を知り、声を荒らげた。六月定例議会

に住民投票案が議員提案されれば反対するつもりであっただけに、「私だけが立場を鮮明にして選挙を戦って当選した。市長は自らの態度を貫き、民意は次の市長選で問うべきではないか」とふんまんやる方ない様子で話した。保守系最大会派「創成会」の岡孝治幹事長も戸惑いを隠せない様子。「市長に会って真意を確かめたい。住民投票案については、市長の意向にかかわらず議会人として態度を示す」と語った。

住民投票へ結束

徳島市議会会派構成 連合系市議らも新会派

を求め市民団体に擁立されて当選した市議らと新会派「市民ネットワーク」を結成した久次米高武会長は「どうも市長は民意を認めざるをえなくなったようだ」。住民投票に賛成する意向を示している共産党市議団の中野一雄団長は「知事と同じよう行動して、命が危ないと思っただけでは」と歓迎ムードだった。関係者の話では、小池市長は、四月二十五日の市議選（定数四〇）で住民投票賛成派が二十二議席を獲得して以後、繰り返し市理事

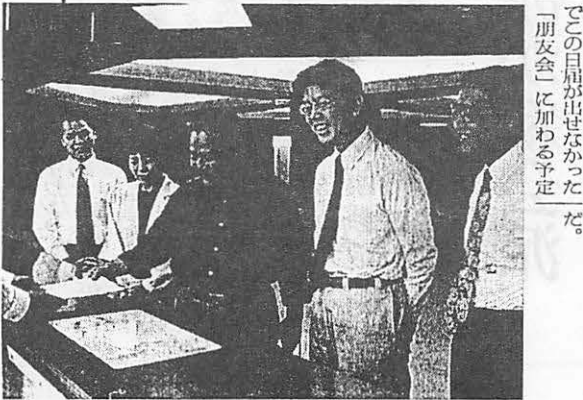
者らと可動堰計画にどう向き合うべきか相談を重ねていたという。その結果について、関係者では「建設省の審議委員会などでこの推進スタンスは変えないものの、市民の間に住民投票への関心が高まっているのを重くみて自らの立場を鮮明にしない姿勢を固めたようだ。発言もその姿勢を反映したもので、今後予定される市議会の審議にも距離を置く方針」としている。一方、期成同盟会に加盟する流域七市町の首長らも、突然の発言に驚いたという。関谷勝嗣・建設相の発言に抗議し、建設省徳島工事事務所に申し入れをした坂東忠之・石井町長は「期成同盟会にかかわるとは同盟会の機会で協議する必要がある。一人の構成員の意向で決めるべき話ではない。」

今年一月、約十万人の署名を集めて、徳島市に住民投票の条例制定を求めた「第十堰住民投票の会」の姫野雅彦代表世話人は「署名の数や選挙結果を受けて判断したい」ということが明白になり、この日の発言になったのでは」と話した。



記者会見に臨む小池正勝市長。「一方に旗を振るのは立場上できない」と語った「徳島市役所」

住民投票を求める市民団体に擁立されて徳島市議選で当選した市議三人と無所属議員二人が新会派「市民ネットワーク」を結成した十一日、五人の市議らは「住民投票の実現に向けて議会活動を開始する基盤ができた」と改めて誓い合った。また、住民投票に賛成している民主・連合系の市議五人も新会派「新国会」を結成。市議会の会派はほぼ出そろい、条例案が議員提案される見通しの六月定例議会へ向け、各会派の「駆け引き」が始まった。新会派「市民ネットワーク」に名前を連ねたのは、市



吉野川可動堰

建設相、発言後退

「住民投票では非、なじむか難しい」

関谷勝嗣建設相は十八日午前、記者会見で、吉野川可動堰計画の是非を問う徳島市での住民投票について、「住民投票が（事業の是非を決めるのに）なじむものかどうか。『建設省の責任逃れではないか』との指摘もあり、なかなか難しい」と述べた。住民投票で建設反対が過半数を占めた場合、事業を中止するとした四月の発言を事実上、軌道修正するもので、徳島市以外の自治体を含めた流域での議論の行方を見極めて結論を出す姿勢を示した。

「社会負担7580億円

最良とはいえない

可動堰巡り研究者発表

徳島県・吉野川下流に建設省が計画する可動堰がつけられた場合、自然環境や社会が受ける負担の大きさは約七千五百八十二億円にのぼり、固定堰建設と堤防補強を併用する方が約九百二十八億円少なく済む、とする研究結果を、鷲田豊明・神戸大経済学部教授と栗山浩一・早稲田大政治経済学部講師らが十八日、徳島県庁で発表した。現在の

住民投票が行われ、反対が過半数に達した場合の対応について、建設相は明言

を避けたが、「私は可動堰は必要だと考えており、地元の方々が理解して頂ければ、住民投票をとることも推進

は、住民投票をとることも推進派が過半数を取ることができると強調した。

び、建設省が主張する洪水の可能性や、市民団体の懸念を説明したうえで、「自然環境への影響を防ぐ代替案の費用をどこまで負担するつもりがあるか」を質問。有効回答者千二百七十九人の「支払い意欲額」に流域と全国の世帯数をかけて自然環境の価値を約二千六百四十八億円と算出した。

さらに、固定堰建設、固定堰建設と堤防補強などの代替案を示し、何をどのくらい望むかを質問。建設省が示すデータを加味して各案への評価を金額化した。その結果、環境や社会に与える負担額は、可動堰が約七千五百八十二億円。代替案のうち、固定堰建設が約八千五百二十億円、固定

堰建設と堤防補強が六千六百五十四億円となった。鷲田教授は「調査結果から見て可動堰建設は最良の方法ではない。一方で固定堰建設と堤防補強案が望ましいとも言えず、もっと議論が必要だ」と話している。

朝日 99.5.11 3頁 徳島市議会

住民投票派が新会派

市民団体擁立市議ら

条例案を議員提案へ

建設省の吉野川可動堰計画の是非を問う住民投票が争点になった徳島市議選（定数四〇）で、住民投票を求める市民団体に擁立されて当選した市議三人が十一日、無所属の市議二人との計五人で新会派「市民ネットワーク」を結成した。

新会派を結成したのは、「第十堰住民投票の会」を母体とする「住民投票を実現する市民ネットワーク」が擁立した村上稔市議（三）らと住民投票に賛成する無所属市議ら。地方自治法では、住民投票条例案を議員提案するには、定数の八分の一以上が必要。徳島市議

民投票の実現に賛同する市議に会派結成を呼びかけていた。

同市議会は選挙の結果、住民投票に賛成する議員が過半数の二十二議席を占めており、市民ネットワークは六月定例会議で住民投票

会の場合五人となるため、市民団体の三人は、住

川辺川ダムに関連



水質日本一祝賀会で太鼓を披露する地元の子ども達

【イベント】

昨年同様、今年もゴールデンウィークの5月2日、熊本で恒例のカヌーミーティングが行われました。昨年の荒天とは違って、五月晴れ。心地いい風の中、全国から集まった色とりどりのカヌーが、川辺川を彩りました。若者、家族連れ、カヌーの初心者スクールなど、和やかながらも、このきれいな川辺川を失いたくないというシュプレヒコールが川面にこだましました。

夜は今年のはじめての「水質日本一祝賀会」が川辺川のほとり、相良村ごんげん河原で行われました。これは昨年秋、環境庁が実施した全国の河川、湖沼の水質調査で川辺川下流が日本一に輝いたことをお祝いするイベントです。熊本のタレント「うんばば中尾」さんの軽妙な司会のもと、地元子ども達の「妙見太鼓」の披露から始まり、川辺川源流水での乾杯、五木村の議員も交えた討論会など、「みんなの川辺川」についての催しで、大いに盛り上がりました。

【質問主意書】

参議院議員中村敦夫氏から出されていた質問主意書の答弁書が出てきました。今回は大きく分けて清水バイパス・選択取水装置の効果について、漁協への補償問題についてです。その回答によると、水没する五木村への配慮が全く欠けていることが明確となりました。

清水バイパス・選択取水装置によって、下流に

きれいな水を流すために川辺川の水質は悪化しないという政府の回答は、すなわち、地元五木村に濁水だけがたまるということに他なりません。またこの工事完了後、両装置が機能するということは、漁協への補償もダムの工事期間だけに限られるということを明確にした回答でもありました。このことについて、川辺川ダムに反対する関係団体から、球磨川漁協、五木村、マスコミなどに回答の真意を報告する予定になっています。今後も中村敦夫氏から、更なる質問主意書が提出される予定になっています。

【今後の予定】

- 5月22日に人吉市でシンポジウムが行われます。公共事業に詳しい五十嵐敬喜氏、東京水産大学の海洋環境に詳しい丸山隆氏、民主党の党首菅直人氏などが訪れて、「川辺川ダムと五木村を考える」というタイトルで、意見を交わす予定です。
- 7月16日から3日間、参議院議員中村敦夫氏一行が、ダムサイトと五木村を訪れることになっています。これは中村氏が党派を超えた環境系議員と記者、マスコミなどと連れだって、地元の「ダムに関しては触れられない」という空気を一新しようという試みです。
- 7月31日から源流水リレーが行われます。川辺川、球磨川の源流の水を汲み上げ、一切の動力を使わない移動手段でリレーしながら、河口の八代で海に帰すというもの。毎年、多くの参加者から好評を得ている感動イベントです。
- 6月から施行される新環境アセスを、川辺川にも適用してもらおうという、国会請願の署名運動を展開します。水質日本一になった事をきっかけに、ダムに賛成、反対に係わらず、きれいな川辺川を子孫に残そうという運動に繋げていきます。

球磨川漁協理事會方針

実態調査への協力拒否

川辺川ダム 補償交渉前提と批判

川辺川ダム建設に漁協反対の立場をとっている球磨川漁協(八代市表裏町、組合員千八百六十八人)は十一日の緊急理事会で、建設省(川工)事務所がダム建設に伴う補償協議の基礎資料として実施する「漁業実態調査」への協力を拒否する方針を決めた。

調査が記名式で、売上高、堤とした調査と、その結果「可否」を決める。建設省のデータを職名記入を求めている。声が上がるため、正式に補償交渉は、同協協を減らすこと、運賃なにかには、赤年二月の通常期代、まひりなっており、今回「異様な補償交渉を前会(首人)に懸けて実施の調査拒否が上事に影

響を与えることも予想される。

高瀬川一組合長によると、昨年十月、同事務所から調査実施の依頼があり、十二月の理事会で「ダム建設とは無関係」として協力を決めた。しかし、四月二十三日に届けられた調査票案

には年間の出漁日数や魚価(釣りとおや網などの漁具の種類、準備などを細かく聞く項目が含まれていた)。

このため、一部の理事が「調査は補償交渉を前提としている。調査に応じると、漁協が補償交渉に入り、ダム賛成に転じた」と受け取られかねない」と反対。八代市の漁協事務所で開いた緊急理事会で調査拒否を決めた。ただ、漁協独自で同様の調査を実施する方針を確

認した。同事務所は「漁業実態調査は、補償協議の基礎資料とするため協力をお願いしている」としている。

同ダムは、本体工の前までを五六年の工期で一推提となる仮排水路トンネルが今年三月貫通。補償交渉ができないというわけで、本年夏、川の流れを仮排水路に切り替えるための堰(えん)掘工事から、本体のコンクリート打設の一部までを五六年の工期で一推提とする予定。

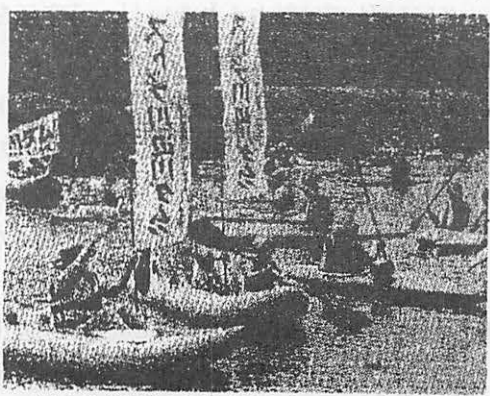
川辺川ダム建設反対訴え

全国から50艇集い カヌーデモ

カヌー愛好者による「第 四回川辺川リバーミーティング」が二日、人吉市の球磨川下り発船場前で開かれ、恒例の「カヌーデモ」で水士から川辺川ダム建設反対を訴えた。

参加。会場の球磨川右岸には、形や大きさも様々なカヌー約五十艇が並べられた。カヌーデモは午前十一時から始まり、山口県実行委員長の「川辺川に九州で最も大きいダムができよう」として、すでに川は汚くなり始めており、ダムが

ければさらに悪くなる。反対したくても声に出せない人たちに代わってカヌーデモをやりたいとあいさつ。「ストップ川辺川ダム」のPRのほりを立てたカヌーが一辺となって集結し、実行委員の掛け声に合わせてパドルを掲げ、「川辺川ダム反対!」「建設省はみ



パドルを掲げダム反対を訴えるカヌー愛好者たち

日人吉新聞